

特30
148

No 6919/111

刑事訴訟法正解序言

法ヲ三章ニ約スト云ヘルハ蒙昧未ダ法理ノ緻密
 文明未ダ人事ノ繁雜ヲ究メサル時ノ事ナリ社會
 物ノ複雜ヲ致サシメ智識ノ進歩人情ノ狡猾ヲ助クルノ今
 日ニアリテハ三章ノ法律焉ゾ能ク人民ヲ治ムルヲ得ン
 ヤ是レ蓋シ單簡ヨリ複雑ニ進ム社會進化ノ法則ニ漏レズ
 法律モ亦複雑トナラザルヲ得サレバナリ況ンヤ人權ノ
 重スベキヲ知ラバ法律ノ精緻ヲ致サンヲ希望スルハ當
 ニ然ルベキ事ナルヲヤ然レドモ法律複雜トナレバ法學モ
 亦複雜トナリ法學上ノ術語ハ複亦極メテ複雑トナリ法學
 者モ尙ホ且ツ悉ク暗記スルヲ能ハザルニ至ルヤ明カナリ
 現ニ本邦今日ノ趨勢ハ即チ之レナラズヤ此ノ時ニ當リテ



ハ尋常人ノ法律ヲ解スル丁能ハズシテ知ラズ識ラズ法律ニ背クニ至ルハ亦己ムヲ得ザル所ナランカ吾人ハ之ヲ憂フルガ爲ニ此ニ刑事訴訟法中ノ法律語ニ正解ヲ加ヘ且ツ正條ニモ略解ヲ施シ以テ世人ガ法律ヲ知ルノ階梯タラシメントス世人之ニ依テ本法ノ條項ヲ讀マバ恐ラクハ誤解謬想ヲ免ル、丁チ得ノカ

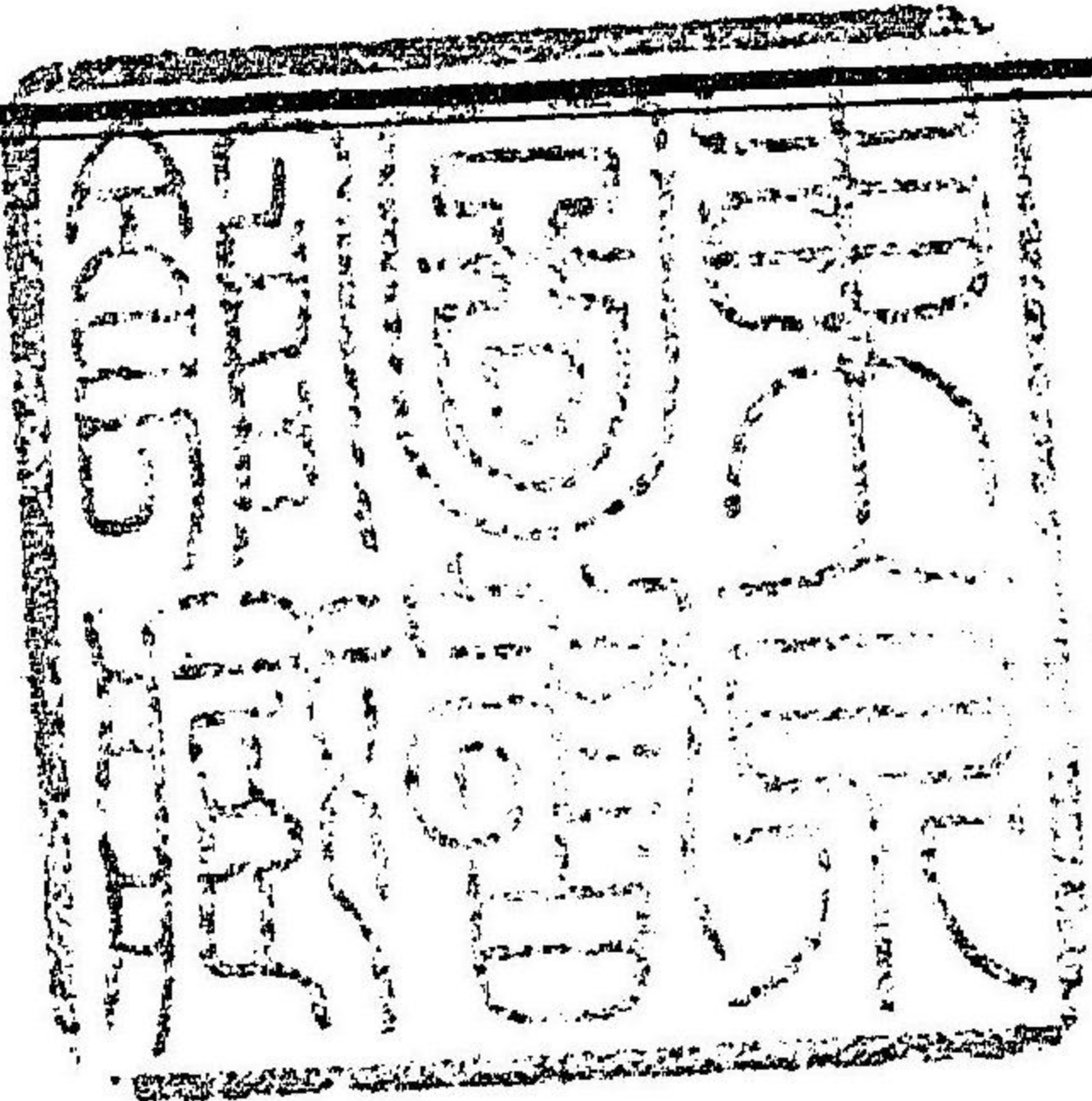
明治廿三年十一月

著者誌

朕刑事訴訟法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年十月六日



農商務大臣	文部大臣	海軍大臣	外務大臣	遞信大臣	陸軍大臣	大藏大臣	司法大臣	內務大臣	內閣總理大臣
		子爵	子爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵
陸奥宗光	芳川顯正	樺山資紀	青木周藏	後藤象二郎	大山巖	松方正義	山田顯義	西郷從道	山縣有朋

刑事訴訟法正解目錄

第一編 總則

第二編 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

第二章 裁判所職員ノ除斥及忌避、回避

第三編 犯罪ノ捜査、起訴及豫審

第一章 捜査

第一節 告訴及ヒ告發

第二節 現行犯罪

第二章 起訴

第三章 豫審

第一節 令狀

第二節 密室監禁

第三節 證據

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押

第六節 證人訊問

第七節 鑑定

第八節 現行犯ノ豫審

第九節 保釋

第十節 豫審終結

第四編 公判

第一章 通則

第二章 區裁判所公判

第三章 地方裁判所公判

第五編 上訴

第一章 通則

第二章 控訴

第三章 上告

第四章 抗告

第六編 再審

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第八編 裁判執行、復權及ヒ特赦

第一章 裁判執行

第二章 復權

第三章 特赦

附則

刑事訴訟法正解

結城榮吉著

第一編 總則

(註) 刑事訴訟法トハ犯罪ヲ行ヒタル者即チ犯罪人ヲ捕ヘテ之ヲ拘引スル時ヨリ刑罰ニ行ヒ處分スルマデノ訴訟手續ニ關スル法律ナリ而シテ此ノ法律ハ刑事ノ訴訟ニ關スルモノナルヲ以テ民事訴訟法ト區別シ扱テハ刑事訴訟法ト呼ベルナリ

又總則トハ此ノ刑事訴訟法全体ノ規則ト云フ義ニテ刑事ノ訴訟ニハ何事タルニ拘ハラズ先ツ第一ニ此ノ總則ニ據ルベキヲ示サレタルモノニシテ凡ソ此ノ法律中ノ要件ヲ總括シテ示サレタルモノ是レナリ

(公訴)トハ檢事ガ裁判所ニ向ツテ犯人ヲ刑ニ處スベシ

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスルモノニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢事之ヲ行フ

トテ起ス所ノ訴訟
チ云フ
(私訴)トハ被害者
ガ犯人ヲ相手取り
其損害ノ賠償ヲ求
ムル訴訟ヲ云フ
(私訴ノ拋棄)トハ
被害者ガ私訴ヲ投
ケ捨ツルヲ云フ

(第二審)トハ控訴
裁判ヲ云フ

(第三者)トハ犯人
ト被害人トニ關係
アル他人ノヲナリ

第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償、贖物ノ返還ヲ目的
トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又告訴、私訴ノ
拋棄ニ因テ消滅スルモノニ非ス但法律ニ於テ特ニ定メタル場合ハ
此限ニ在ラス

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ付キ第二審ノ判決ア
ルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタルト雖モ民法ニ從ヒ被
告者ヨリ賠償、返還ヲ要ムル妨礙ト爲ルコトナカル可シ

第六條 公訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 被告人ノ死去

(告訴)トハ被害人
ガ犯人ヲ刑ニ處セ
ラレタシト訴フル
モノヲ云フ

(時効)トハ法律上
一定ノ時間ヲ過キ
タルガ爲ニ公訴權
ノ消滅スルヲ云フ
(消滅)トハ消へ去
ルトノ意ナリ

(經過)トハ時ノ過
キ去ルヲナリ

第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄

第三 確定判決

第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止

第五 大赦

第六 時効

第七條 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 拋棄又ハ和解

第二 確定判決

第三 時効

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ成就ス

第一 違警罪ハ六月

第二 輕罪ハ三年

第三 重罪ハ十年

(無能力)トハ幼年者又ハ癡癩白痴等ニテ刑事ノ訴訟ヲ爲スノ力ナキ者ヲ云フ
 (附帶)トハ本事件ニ附屬トナルヲ云フ
 (繼續犯罪)トハ引キ續イテ罪ヲ犯シ居ル犯罪ヲ云フ

(中斷)トハ法律上時間ノ經過ヲ中止ストノ意ナリ

(無効)トハ其ノ事ノ力ナキニ至ルヲ云フモノナリ

第九條 私訴ノ時効ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セスシテ其訴ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同クス
 公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ定メタル時効ノ例ニ從フ

第十條 公訴、私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

第十一條 時効ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未ダ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

時効ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期間ヲ起算ス

第十二條 起訴、豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ無効ニ屬スルトキハ時効ノ經過ヲ中斷スル效ナカル可シ但裁判所ノ管

(告訴人)トハ被害者ニシテ犯人ヲ刑ニ處セラレタルトノ訴ヲ起シタルモノヲ云ヒ(告發人)トハ已レ害ヲ被リタルニハアラザレドモ犯人ヲ刑ニ處セラレタシトテ其ノ罪ヲ發キテ訴ヘル者ヲ云フ
 (惡意)トハ故ヲニ人ヲ罪ニ陷レントスル惡心(重過失)トハ重キ過チナリ

轉運ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スルトキハ此限ニ在ラス

第十三條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ其訴訟ノ原由告訴人、告發人又ハ民事原告人ノ惡意若クハ重過失ニ出テタルトキハ是等ノ者ニ對シ損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

被告人刑ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ告訴人、告發人又ハ民事原告人ヨリ惡意若クハ重過失ニ因リ其犯罪ニ付キ過實ノ申立ヲ爲シタルトキ亦同シ

民事原告人上訴ヲ爲シ敗訴シタルトキハ被告人其上訴ニ因リ生シタル損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得
 要償ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ刑事、檢事、裁判所書記、執達吏、司法警察官又ハ巡查、憲兵卒ニ對シ要償ノ訴ヲ爲スコ

(故意)トハ故ラニ
ナシタルモノナニ

(附加時間)トハ本
條ノ如ク定メラレ
タル時間日數ノ外
ニ特ニ定ムル時間
ナニ云フ

トテ得ス但是等ノ官吏被告人ニ對シ故意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑
法ニ定メタル罪ヲ犯シタル場合ハ此限ニ在ラス

第十五條 此法律ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時
ヨリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス若シ最終ノ日休暇
ニ當ルトキハ期間ニ算入ス可カラズ但時効ノ期間ハ此限ニ在ラス
一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ
一年ト稱スルハ曆ニ從フ

第十六條 此法律ニ定メタル期間ニハ海陸路八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ

加フ八里ニ滿サルモノト雖モ三里以上ナルトキ亦同シ
島嶼又ハ外國ニ付テハ裁判所ニ於テ特ニ附加期間ヲ定ムルコトヲ
得

第十七條 此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付キ定メタル期間ヲ經過シタ
ルトキハ特別ノ場合ヲ除外其訴訟ヲ爲ス權ヲ失フ可シ

(假住所)トハ寄留
又ハ止宿等一定ノ
假リ住居ヲ云フ

第十八條 訴訟關係人ハ裁判所所在ノ地ニ住セザルトキハ其地ニ假
住所ヲ定メ裁判所ニ届出ツ可シ否ヲサルトキハ書類ノ送達ナシト
雖モ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第十九條 書類ノ送達ハ此法律ニ於テ別ニ規定アラザルトキハ民事
訴訟法ノ規定ヲ准用ス

第二十條 官吏、公吏ノ作ル可キ書類ハ其所屬官署、公署ノ印ヲ用ヒ
年月日及ヒ場所ヲ記載シテ署名捺印シ每葉ニ契印ス可シ若シ官署
公署ノ印ヲ用ユルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ヲ記載ス可シ
此規定ニ背キタルトキハ其書類ノ効ナカル可シ

官吏、公吏ニ非サル者ノ作ル可キ書類ニハ本人自ラ署名捺印ス可
シ若シ署名捺印スルコト能ハザルトキハ官吏、公吏ノ面前ニ於テ
作リタル場合ヲ除外立會人代署シ其事由ヲ記載ス可シ

(原本)トハ根原ノ

第二十一條 官吏其他何人ニ限ラス訴訟ニ關スル書類ノ原本、正本

書類及ヒ帳簿ヲ云
ヒ(正本)トハ正式
ニ用ヒラル、書類
チ云ヒ(謄本)トハ
其ノ寫シテ云フ
(改竄)トハ書キ改
メ(挿入)トハ書入
レナリ(認印)トハ
認メ判ヲ押スナ

又ハ謄本ヲ作ルニ付キ文字ヲ改竄ス可カラス若シ挿入、削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印ス可シ文字ヲ削除スルトキハ之ヲ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存シ其數ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其變更増減ノ效ナカル可シ

第二十二條 此法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニモ亦之ヲ適用ス
頒布以前ニ爲シタル訴訟手續當時ノ法律ニ背カザルトキハ其效アリトス

第二十三條 此法律ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分ス可キ者ニ適用スルコトヲ得ス

第二十四條 此法律ニ於テ親屬ト稱スルハ刑法第一百四條第一百五條ノ規定ニ從フ

(註)前ニモ云フ如ク刑事訴訟法トハ罪人ニ對シテ訴訟ヲ起シ而シテ其ノ罪人ヲ刑ニ處スルマデノ手續方法ヲ定メタル者ナ

リ此ヲ以テ本法ハ編ヲ分ツテ八ツトナシ第一編ニハ總則ヲ掲ケ凡ソ此ノ刑事訴訟法ノ制裁ヲ被フルベキ事態全般ノ通規ヲ定メタルナリ而シテ其ノ通則中ノ意義ハ別レテ左ノ諸項トナル

(一)項)公訴トハ犯罪人ニ對シテ其ノ犯罪ヲ證明シ之ニ刑ヲ適用スルコトヲ目的トシ檢事之ヲ行フモノナリ

(二)項)私訴トハ犯罪ノ爲ニ損害ヲ被リタル者ガ其ノ損害ノ賠償ヲ求ムルガ爲ニ起ス所ノ訴ヲ云フモノニシテ其ノ權利ハ被害者ニアリ而シテ此ノ私訴ハ公訴ニ附帶シテ其第二審アルマデハ何時ニテモ行フ所ヲ得ル者ナリ又被告人即チ爲害者ガ刑事ニ於テ免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受クル時モ尙ホ民法ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ其ノ理ハ被告人刑事ノ義務ヲ免レタルモ民事ノ義務ヲ免ルベキモノニアラザレバナリ

(三項) 公訴ヲ爲ス權利即チ檢事ノ有スル所タル公訴權ハ第六條ニ示サレタル六箇ノ原因ニ依リテ消滅スルモノナリ

(四項) 私訴ヲ爲ス權利即チ被害者ノ權利モ又第七條ニ示サレタル三箇ノ原因ニ依テ消滅スルモノナリ

(五項) 公訴ノ時効即チ一定ノ時ヲ過キタル爲ニ公訴權ノ消滅スル場合ハ第八條ニ示サレタル三箇ノ期間ナリ

(六項) 私訴ノ時効即チ被害者ノ爲ス可キ得ル私訴權ノ時効モ公訴權ト同シ

(七項) 時効ノ中斷スル場合即チ第十一條第十二條ノ如シ

(八項) 期間ノ計算即チ第十條第十五條等ノ如シ

(九項) 損害賠償ノ規定即チ第十三條第十四條等ノ如シ

(十項) 書類送達ノ法則即チ第十九條第二十條等ノ如シ

(十一項) 里程計算ノ法則即チ第十六條第十八條ノ如シ

(十二項) 書類製作及ヒ此ノ法律施行ノ法則即チ第二十條以下ノ如シ

第二編 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

(註) 本編ハ裁判所ノ事ヲ規定セルモノニシテ其第一章ハ裁判所ノ管轄ニ關スル事ノ規定ナリ而シテ裁判所ノ管轄ト云フハ控訴院ハ控訴院ノ管轄始審ハ始審ノ管轄ト云フ如キモノニシテ即チ其權力ノ及フ限リヲ云フモノナリ

第二十五條 犯罪ノ種類ニ關スル裁判所ノ管轄ハ裁判所構成法ノ規定ニ從フ

管轄ヲ異ニスル數箇ノ犯罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告人ニ對シ訴アリタルトキハ上級ノ裁判所併セテ之ヲ管轄ス

第二十六條 同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地又ハ被告人所在ノ地ノ

(犯罪ノ種類)トハ強盜、切盜、強姦、殺人ト云フガ如ク犯罪ノ部類分ケテ云フ

(豫審)トハ犯罪人ノ犯罪ヲ豫ノ審問ナシ置キテ公判ノ下調ベテ爲スヲ云フ
(公判)トハ公ケニ開キタル裁判庭ニテ犯罪人ヲ審問判決スルヲ云フ
(從犯)トハ主タル犯罪人ニ附屬シタル罪人ヲ云ヒ(正犯)トハ主タル罪人ヲ云フ

(逮捕)トハ捕縛ノ事ナリ

(欠席裁判)トハ犯

裁判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄ナリトス

第二十七條 數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ着手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第二十八條 從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

數箇ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アルトキハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ着手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル皇族ノ犯罪ニ付テハ其正犯、從犯ハ身分ノ如何ヲ問ハス大審院ニ於テ之ヲ管轄ス

第二十九條 外國ニ在テ犯シタル罪本邦ノ法律ニ依リ處斷不可キモノニシテ内地ニ於テ被告人ヲ逮捕シタルトキハ逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス又外國ヨリ送致シタルトキハ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

關席判決ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ被告人最後ノ住所ノ地ノ裁判所

人ノ出頭セザル時ニフス裁判ヲ云フ

テ以テ其管轄ナリトス

第三十條 海船内ノ犯罪ニ付テハ定繫港又ハ犯罪後最初ニ着船シタル地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十一條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合及ヒ其決定ヲ爲ス裁判所ハ裁判所構成法第十條ノ裁定ニ從フ

第三十二條 管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

大審院ニ於テ管轄裁判所ヲ指定ス可キ場合ニ於テ檢事總長ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其申請ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲サントスル者ハ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ其趣意書ヲ差出ス可シ

裁判所善類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

(管轄權)トハ其ノ犯人ヲ管轄スベキ權力ヲ云フ即チ裁判所ノ有スル所ナリ

裁判所ノ管轄

(紛擾)トハ騒動ヲ云ヒ(危険)トハ危キトアルヲ云フ
(公安)トハ公共ノ安寧ヲ云フ

(維持)トハ保持即チ繋ぎ止ムルノ意ナリ

(嫌疑)トハ疑ヒノ事ナリ

(異議)トハ不承知ニテ拒ムト云フ
(停止)トハ中止ノ事ナリ

ナル事情ニ由リ裁判ニ對シ紛擾又ハ危険ヲ生スル恐アルトキハ公安ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十五條 公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ司法大臣ノ命ニ因リ

大審院檢事總長ヨリ其院ニ之ヲ爲スコシ

大審院ニ於テハ訴訟關係人ノ申立ヲ聽クコトナク其申請ヲ決定スヘシ

第三十六條 被告人ノ身分、地方ノ民心又ハ訴訟ノ摸樣ニ因リ裁判

ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐アルトキハ嫌疑ノ爲メ其事件ヲ

同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十七條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ管轄裁判所ノ檢事其

他訴訟關係人ヨリ上級裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

民事原告人嫌疑アル裁判所ニ私訴ヲ爲シ又被告人其裁判所ニ於テ

異議ノ申立ナクシテ本案ニ付キ辯論ヲ爲シタルトキハ前項ノ申請

ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ヲ爲スニハ其趣意書ニ

通テ原裁判所ニ差出ス可シ裁判所書記ハ速ニ一通ヲ相手方ニ送達

シ相手方ハ其送達アリタルヨリ三日内ニ答辯書ヲ差出スヲ得

裁判所ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ其訴訟手續ヲ停止ス可

シ

第三十九條 前條ノ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テハ書類

ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

(註)第一編ハ刑事訴訟ノ通則ナリ既ニ通則ヲ示シタル上ハ其

ノ刑事訴訟ヲ管轄スベキ裁判所ノ事ヲ示シテ其ノ法則ヲ明カ

ニスルハ即チ立法ノ順序ナリ故ニ本編ハ裁判所ノ事ヲ規定セ

ラル而シテ其ノ裁判所ノ事ヲ規定セラル、ニ當リテ第一ニ要

スル所ノ者ハ即チ其ノ管轄ナリ故ニ本編ノ第一章十四條ハ

裁判所ノ管轄ニ係ハル規定ナリトス而シテ此ノ十四ヶ條中ノ
意義ハ大要左ノ二大項ニ分カル

(一)項)凡ソ犯罪ノ管轄ハ裁判所構成法ノ規定ニ據リ且ツ又犯
罪ノアリタル地ノ裁判所ヲ以テ其ノ管轄トス

(二)項)若シ第三十四條ニ示サレタルガ如キ都合アルニ於テハ
他ノ裁判所ヘ其ノ管轄ヲ移スヲアリ

之ヲ要スルニ犯罪ノ管轄ハ裁判所構成法ニ依リ且ツハ其ノ犯
罪アリタル地ヲ管轄スル裁判所ノ管轄トスルヲ以テ順トスレ

ドモ若シ己ムヲ得サルアルニ於テハ他ヘ移スアルモノ
ナリトノ意義ナリトス

第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避

(註)本章ハ裁判所ノ職員即チ判事檢事等ノ身上ニ關スル現定
ニシテ其職員等ガ或ル裁判事件ニ關係スルヲ得サル場合ヲ

(除斥)トハ法律上
必ズ取除ケラル、
トナシ(忌避)ト
ハ訴訟關係人ヨリ
判事檢事ヲ避ケシ

ムルヲ云ヒ(回
避)トハ自カラ避
クルヲ云フナリ
(執行)トハ取り行
ヒトノ意ナリ

(配偶者)トハ夫ヨ
リ云ヘハ妻々ヨリ
云ヘハ夫ノナリ
(姻族)トハ婚姻ニ
依リテ親族トナリ
シモノヲ云フ

(豫審終結)トハ下
調ベノ終リト云フ
ナリ

示サレタルモノナリ是レ其裁判事件ガ職員等ノ身上ニ利害ノ

關係少ナカラザル場合ニ於テ行ハル、モノナリ

第四十條 判事ハ左ノ場合ニ於テ法律ニ依リ其職務ノ執行ヨリ除斥

セラル可シ

第一 判事被害者ナルトキ

第二 判事又ハ其配偶者ト被告人、被害者又ハ是等ノ者ノ配偶

者ト親屬ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖

モ亦同シ

第三 判事其事件ニ付キ證人、鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被告

人若クハ被害者ノ法律上代理人ナルトキ

第四 判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタ

ル裁判ノ前審ニ干與シタルトキ

第四十一條 判事法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラル、場合及ヒ

偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ル可キ情况アル場合ニ於テハ
檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

第四十二條 忌避ノ申請及ヒ其裁判ニ付テハ民事訴訟法第三十四條
乃至第三十八條ノ規定ニ從フ

第四十三條 忌避ノ申請アリタルトキハ公判ニ付テハ其辨論ヲ中止
ス可シ豫審ニ付テハ仍ホ其處分ヲ繼續ス可シ但急速ヲ要セサル事
件ニ付テハ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

第四十四條 判事自ラ第四十條ニ定メタル原由アルコトヲ認メ又ハ
回避ス可キモノト思料シタルトキハ忌避申請ノ管轄裁判所ニ回避
ノ申立ヲ爲ス可シ

其裁判所ニ於テハ回避ノ申立ヲ裁判ス可シ

(準用)トハ取り用
ユトノ意ナリ

第四十五條 本章ノ規程ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但其裁判ハ書
記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス可シ

(註)既ニ第一章ニ於テ犯罪ノ管轄ヲ定メタレバ此ノ第二章ニ
於テハ其ノ裁判所ノ職員ガ訴訟事務ニ對スルニ就テノ規定ヲ
定ムル事即チ立法ノ順序ナリ此ヲ以テ本章ニ於テハ裁判所職
員ガ訴訟事務ニ對スル三箇ノ規定ヲ示サル即チ

(一)項) 除斥即チ裁判所ノ職員ニシテ或ル刑事訴訟ノ起ルニ當
リ其ノ訴訟人ノ親族婚族ナル時等ノ場合ニ於テハ法律上其ノ
訴訟ヨリ除斥セラル、モノ是レナリ

(二)項) 忌避即チ訴訟人ヨリシテ判事檢事方其ノ訴訟相手方ニ
關係アリトシテ以テ之ヲ避ケシムルモノ是レナリ

(三)項) 回避即チ判事檢事自カラ訴訟ヨリ避クルモノ是レナリ

第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審
第一章 捜査

(註)本編ニ於テハ犯罪人ヲ捜査スルト并ヒニ其ノ犯人ニ對シ

(捜査)トハ尋子求
ムルトノ意ニシテ
(起訴)トハ訴訟ヲ
起ストノ意ナリ又
(豫審)トハ前ニモ
云フ如ク下調べト
云フナリ

テ訴テ起ス_テ及ヒ之_ヲ下調_ベニ附スル事ノ三ヶ條ヲ規定セ_レラ
レタルモノニシテ即チ前編ト異リ專ラ犯人ノ事ニ就テノ規則
ナリ而シテ本章ハ其ノ第一ナル犯罪人ヲ捜査スル事ニ就テノ
規定ナリトス

(現行犯)トハ現ニ
罪ヲ犯シタル事ノ
日前ニ現ハレ居ル
犯罪ヲ云フ
(證據)トハ證據ト
ナルベキ物件ヲ云
フ

第四十六條 捜事ハ後ニ記載シタル告訴、告發現行犯其他ノ原由ニ
因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ其證
憑及ヒ犯人ヲ捜査ス可シ

第四十七條 警視總監及ヒ地方長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察
官トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付キ地方裁判所檢事ト同一ノ權ヲ有ス
但東京府知事ハ此限リニ在ラス

左ニ記載シタル官吏、公吏ハ檢事ノ補佐トシテ其指揮ヲ受ケ司法
警察官トシテ犯罪ヲ捜査スベシ

第一 警視警部長、警部、警部補

第二 憲兵將校、下士

第三 島司

第四 郡長

第五 林務官

第六 市町村長

第四十八條 海船内ノ犯罪ニ付テハ船長ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行
フ可シ

(註)此ノ三ヶ條ハ檢事并ニ檢事ト同一ナル職權ヲ有スル者ガ
法律上爲スベキ犯罪捜査ノ事ヲ規定シタルモノニシテ且ツ其
ノ捜査ノ事務ヲ爲ス司法警察官ノ補佐タルベキ諸官吏ヲ指示
シタルモノナリ

然リ而シテ本編ハ前ニモ云フ如ク既ニ通則ト裁判所ノ管轄ト
チ定メタレバ此ノ編ニ移リテハ犯罪ヲ捜査シ起訴シ又之ヲ取

調フル所以ヲ定ムルヲ其ノ順序ナリ而シテ第一章ニ於テハ捜査ノリテ規定シ之ヨリ逐次進メテ刑事訴訟ノ手續方法ヲ規定セルナリ

第一節 告訴及ヒ告發

第四十九條 何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地檢事又ハ司法警察官ニ告訴スルコトヲ得

司法警察官告訴ヲ受ケタルトキハ違警罪ニ付キ即決ヲ爲ス場合ヲ除ク外速ニ其書類ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ

第五十條 告訴人ハ成ル可ク其證據及ヒ事實參考ト爲ル可キコトヲ申立ツ可シ

第五十一條 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ又告訴ハ口述ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得其告訴ヲ受ケタル官吏ハ調

(即決)トハ即座ニ判決ヲ與フルヲ云フ
(送致)トハ送り届ケル事ナリ

(調書)トハ犯罪ニ付テノ調べ書キヲ云フナリ

書ヲ作り告訴人ニ之ヲ讀聞カセ共ニ署名捺印ス可シ若シ告訴人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第五十二條 官吏、公吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ速ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發ス可シ

告發ハ官吏、公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ成ル可ク證據及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ添フ可シ

第五十三條 何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ第五十條第五十一條ノ規定ニ從ヒ其所在ノ地若ク

ハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告發スルコトヲ得

告發ヲ受ケタル司法警察官ハ第四十九條ノ規定ニ從ヒ其處分ヲ爲ス可シ

第五十四條 告訴、告發ハ代人ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ得但第五

(代理人)トハ無能力者又ハ其他ノ代人ヲ云フ(取下)トハ告訴告發ヲ取消シテ其ノ言立テテ取下ケルコトヲ云フ

十二條ノ場合ハ此限ニ在ラス

無能力者ノ告訴ハ法律上代理人之ヲ爲スモ其效アリトス

第五十五條 告訴、告發ハ其取下ヲ爲シ又ハ其申立ヲ變更スルコトヲ得此場合ト雖モ第十三條ノ規定ニ從ヒ被告人ヨリ要償ノ訴ヲ受ケルコトアル可シ

(註)本節ハ告訴及ヒ告發ノ規定ナリ而シテ凡ソ刑事ノ訴訟ハ司法警察官其ノ犯罪アルヲ知リ又ハ人ノ告ケル所ニ依リテ犯罪アリト思料シ以テ之ヲ起訴スルノミナラズ何人ト雖トモ其ノ現ニ犯罪アリタル場所ニアル時ハ勿論設令其ノ場所ニアラザルモ犯罪アリト知リタル時ハ之ヲ司法警察官ニ告グベキモノナリ而シテ其ノ已レニ關係セザル事ヲ告グルモノ之ヲ告發ト云ヒ己レニ害ヲ被リタルニ依リテ之ヲ訴フルモノ之ヲ告訴ト云フ本節ハ即チ此ノ告訴告發ニ關スル規定ニシテ其ノ告

(發覺)トハ露見ト同シ意味ナリ

訴告發ノ區別ヨリ之ヲ爲スノ方法手續キ及ヒ被害者ノ賠償訴訟ニ至ルマデノ事ヲ定メラシメタルモノニシテ本節ノ數條載セテ詳カナリ

第二節 現行犯罪

(註)本節ハ現行犯罪ノ事ニ拘ハル規定ニシテ其之ヲ取調フル手續ヲ示サレタルモノナリ

第五十六條 現行犯罪トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ

第五十七條 重罪、輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ准ス

第一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラル、トキ

第二 兇器、贓物其他ノ物件ヲ携帶シ又ハ身體、被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キトキ

第三 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思

料ス可キ者ヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ

第五十八條 司法警察官及ヒ巡查、憲兵卒其職務ヲ行フニ當リ重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタルトキハ令狀ヲ待タスシテ被告人ヲ逮捕ス可シ

(令狀)トハ召喚、引致、拘引、拘留等ノ諸狀ニシテ犯人ヲ捕フベキ旨ヲ命ジタル令狀ナリ

(引致)トハ連れ行クコトナリ

罰金ノ刑ニ該ル可キ輕罪又ハ違警罪ノ現行犯アルコトヲ知りタルトキハ被告人ノ氏名、住所ヲ問ヒ輕罪ニ付テハ檢事、違警罪ニ付テハ即決ヲ爲ス可キ官署ニ告發ス可シ其氏名、住所分明ナラス又ハ逃亡ノ恐アル者ハ檢事若クハ官署ニ引致スルコトヲ得

第五十九條 巡查、憲兵卒被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ

其被告人ヲ受取りタル司法警察官ハ逮捕及ヒ告發ニ付テノ調書ヲ作ル可シ

第六十條 何人ニ限ラス重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可シ輕罪ノ現行犯アル場合ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得

第六十一條 前條ノ場合ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル者ハ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ若シ引致スルコトヲ得サルトキハ自己ノ氏名、職業、住所及ヒ其逮捕ノ事由ヲ陳述シ假ニ之ヲ巡查憲兵卒ニ引渡スコトヲ得

被告人ヲ巡查憲兵卒ニ引渡シタルトキハ速ニ告訴又ハ告發ヲ爲ス可シ
被告人又ハ巡查憲兵卒ハ逮捕ヲ爲シタル者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルヲ得但逮捕ヲ爲シタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其求ヲ拒ムコトヲ得ス

(註)現行犯トハ佛語ニテフラングラン、デレイト云ヒ現ニ行ヒツ、アリタル際ニ發覺シタル犯罪ヲ云フナリ本節ハ此ノフ

ランゲラン、ドレイノ事ヲ規定セルナリ蓋シ現ニ罪ヲ犯シツ
、アル際ニ發覺スルト云ヘバ警ヘバ今人ヲ殺シテ鮮血麻瀉ヲ
ル刃ヲ提ケ居ル所ヲ見現ハサレタル時ノ如キ場合ヲ云フナリ
而シテ此ノ現行犯ト同ジキ場合ハ本節第五十七條ニ示サレタル
モノ即チ是レナリ故ニ本節ハ現行犯ノ定義并ニ之ヲ取扱フ所
以ノ法則ト知ルベシ

第二章 起訴

(註)本章ハ檢事ガ爲スベキ起訴ノ手續ニ關スル規定ナリ而シ
テ檢事ハ前數條ニ定メタル手續アリタル後本章ノ職務ヲ行フ
者ナリ

第六十二條 地方裁判所檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタルトキハ左ノ手續
ヲ爲ス可シ

第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審ヲ求ム可

シ

第二 輕重ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ豫審ヲ

求メ又ハ直チニ其裁判所ニ訴テ爲ス可シ

第三 裁判所構成法第十六條第二號第三號ニ記載シタル輕罪又
ハ違警罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ
之ヲ區裁判所檢事ニ送致ス可シ

第六十三條 區裁判所檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタル上裁判所構成法第
十六條第一號第二號ニ記載シタル事件ト思料シタルトキハ其裁判
所ニ訴テ爲ス可シ

第六十四條 檢事ハ被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セザルモノト思料
シタルトキハ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ

被告事件ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルト
キハ起訴ノ手續ヲ爲ス可シ

(臨檢)トハ場所事
物等ヲ點檢スルヲ
云フ

第六十五條 前數條ノ場合ニ於テ被告事件告訴ニ係ルトキハ檢事ヨ
リ其處分ヲ被害者ニ通知ス可シ

第六十六條 檢事豫審ヲ求ムルトキハ證據及ヒ事實參考ト爲ス可キ
事物ヲ送致シ且臨檢ス可キ場所逮捕ス可キ人名及ヒ證人ト爲ス可
キ者ヲ指示ス可シ

(註)本章ハ起訴ノ手續ニ關スル規定ナリ蓋シ地方裁判所ノ檢
事ガ犯罪ノ搜查ヲ終リタル時ハ左ノ區別ニ從ヒテ起訴ノ手續
ヲナス

第一 重罪ト思料シタル事ニ就テハ豫審判事ニ豫審ヲ求ム

第二 輕罪ナリトモ此ノ事件ハ困難ナルモノナルベシト思料
シタル時ハ矢張り豫審ヲ求ム

第三 豫審ヲ求ムルニ及ハズト思料シタル輕罪事件又ハ違警
罪ニ付テハ其ノ書類ニ意見ヲ附シテ之ヲ區裁判所ノ檢事ニ

送付ス

又右ノ事件ガ管轄違ヒナリト思料シタル時ハ之ヲ其ノ管轄ノ
裁判所ニ送付スルモノナリ

而シテ被告事件ガ罪トナラズト思料シタル時ニテモ起訴ノ手
續ハナスベキモノトス

第三章 豫審

第六十七條 現行ノ重罪輕罪ヲ除ク外豫審判事ハ檢事ノ請求アルニ
非サレバ豫審ニ取掛ルコトヲ得ズ此規定ニ背キタルトキハ其請求
ヨリ以前ニ係ル手續ノ效ナカル可シ

第六十八條 檢事ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訴訟記録
ヲ檢閱スルコトヲ得但二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

又必用ナリトスル處分ニ付キ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得
(註)豫審トハ下調ベノ事ナリ犯罪ノ事實即チ被告事件ガ重罪

(訴訟記録)トハ豫
審判事ガ作ル訴訟
ノ記録ナリ

ナル時又ハ輕罪ニテモ入組ミタル事情アル時ハ檢事之ヲ豫審判事ニ附シテ豫審ヲナサシムルモノナリ故ニ豫審判事ハ現行犯罪ノ場合ヲ除キ其ノ他ノ被告事件ニ付テハ自カラ取調ニ從事スルヲ得ズ又檢事ハ己レノ求メタル被告事件ナルガ故ニ何時ニテモ其ノ訴訟記録ヲ檢閱スルヲ得ルモノナリトス

第一節 令狀

(註)本節ハ合狀ノ事ヲ規定ス而シテ令狀ニ四種アリ召喚狀、勾引狀、拘留狀及、這捕狀即チ是レナリ本節ハ此ノ規定ナリ

(受理)トハ受付ケテ之ヲ處理スルヲトナシタリト云フナリ

(召喚狀)トハ呼出狀ノ一ニシテ令狀中先ツ最初ニ發ス

第六十九條 豫審判事ハ檢事ノ起訴ニ因リ重罪、輕罪ノ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發ス可シ但召喚狀ノ送達ト被告人出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

召喚狀ニ因リ出頭シタル被告人ハ即時ニ之ヲ訊問ス可シ又遅クトモ出頭ノ日ヲ過クルコトヲ得ス

ベキモノナリ

(訊問)トハ問ヒ質ス事ナリ

(條件)トハ事件ノケ條ヲ云フ

(囑託)トハ委託スル事ナリ

(受託判事)トハ右ノ囑託ヲ受ケタル判事ナリ

(勾引狀)トハ犯人ヲ勾引スル命令狀ニシテ犯人ノ出頭セサル時又ハ下ノ三項ノ場合ニ發スベキモノナリ

(執行)トハ取り行フコトナリ

(拘留狀)トハ犯人ヲ拘留スル命令狀ナリ

第七十條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ク可キ被告人其管轄地内ニ住セサルトキハ訊問ス可キ條件ヲ明示シテ被告人所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所檢事ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ得

第七十一條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其日時ニ出頭セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

七十二條 豫審判事又ハ受託判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第一 被告人定リタル住所アラサルトキ

第二 被告人罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ

第三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂ケントスル恐アルトキ

第七十三條 拘引狀執行ノ命ヲ受ケタル者ハ其令狀ヲ發シタル判事ニ被告人ヲ引致ス可シ

(釋放)トハ放免ノ事ナリ

(疏明)トハ辨明ノ意ナリ

拘引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニテ之ヲ訊問ス可シ
若シ其時間ヲ經過スルトキハ拘留狀ヲ發スルニ非サレハ當然之ヲ
釋放ス可シ

第七十四條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀又ハ拘引狀ヲ受ケタル
被告人疾病其他正當ノ事由アリテ令狀ニ應スル能ハサルコトヲ疏
明シタルトキハ被告人ノ所在ニ就テ之ヲ訊問スルコトヲ得

第七十五條 拘留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可
キモノト思料スルニ非サレハ之ヲ發スルコトヲ得ス但被告人逃亡
シタル場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サスシテ之ヲ發スルコトヲ得

第七十六條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、職業、住所ヲ
記載ス可シ但召喚狀ヲ除ク外其氏名分明ナラサルトキハ容貌、體
格等ヲ明示ス可シ

又令狀ニハ之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ判事及ヒ裁判所書記署名

捺印ス可シ

召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ送達セシメ拘引狀、拘留狀ハ巡
査、憲兵卒ヲシテ之ヲ執行セシム

第七十七條 拘留狀、勾留狀ハ時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡査、憲
兵卒數人ニ分付スルコトアル可シ

前項ノ令狀ヲ執行スルニハ被告人ニ正本ヲ示シ其謄本ヲ下付ス可
シ其場合ニ於テハ其正本、謄本ニ執行ノ場所、日時ヲ記載シ被告人
ヲシテ署名捺印セシム可シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨
ヲ附記ス可シ

第七十八條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡査、憲兵卒ハ被告人其家宅
若クハ他人ノ家宅ニ潜匿シタルト思料シタルトキハ其地ノ市町村
長又其差支アルトキハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可シ
前項ノ場合ニ於テハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラ搜索調書

(潜匿)トハ隠レ居
ルヲ云ヒ(搜索)
調書)トハ搜索シ
タル事ノ調べ書キ
ナリ

チ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ
 家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但旅店、割烹店其他
 夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ付テハ其公開時間内ニ限り何時
 ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得
 第七十九條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潜匿シタルコトヲ知
 リ又ハ潜匿シタリト思料シタル場合ニ於テ被告事件急速ヲ要スル
 トキハ巡查、憲兵卒ニ令狀ヲ帶行セシムルコトヲ得
 巡查、憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事、檢事又ハ司法警察官ニ
 令狀ヲ示シテ即時ニ執行ヲ求ム可シ
 第八十條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハサルトキ
 ハ各檢事長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ捜査及ヒ逮捕ヲ爲スコキコ
 トヲ請求スルヲ得
 請求ヲ受ケタル檢事長ハ其管轄地内ノ檢事ヲシテ搜索及ヒ逮捕ノ

(逮捕狀)トハ犯人
 チ捕ヘシムル命令
 狀ナリ

處分ヲ爲サシム可シ此場合ニ於テ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ拘留
 ト同一ノ效チ有ス
 第八十一條 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラザル下士以下ノ軍人、軍屬ニ對
 シ令狀ヲ發シタルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ令狀ヲ示ス可シ
 其長官又ハ隊長ハ己ムコトヲ得サル差支アルニ非サレハ本人チシ
 テ速ニ令狀ニ應セシム可シ
 第八十二條 拘留狀ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其令狀ニ記載シタル監
 獄署ニ引致ス可シ若シ其監獄署ニ引致スルコト能ハザルトキハ假
 ニ最近ノ監獄署ニ引致スルコトヲ得
 何レノ場合ニ於テモ監獄署長ハ令狀ヲ檢閲シテ被告人ヲ受取り其
 證書ヲ渡ス可シ
 第八十三條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查、憲兵卒ハ之ヲ執行シタ
 ルコト又執行スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ令狀ノ正本ニ記載

不可シ

巡查、憲兵卒ハ令狀執行ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可シ

第八十四條 拘留狀ヲ受ク可キ被告人既ニ監獄署ニ在ルトキハ執達吏ヲシテ之ヲ本人ニ送達セシム可シ

第八十五條 密室監禁ノ場合ヲ除ク外被告人ハ監獄則ニ從ヒ官吏ノ立會ニ依リ其親屬、故舊又ハ辯護士ニ接見スルコトヲ得

書翰、書籍其他ノ書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閲ヲ經タル後ニ非サレハ被告人ト外人ト之ヲ授受スルコトヲ許サス但豫審判事又ハ檢事ハ其書類ヲ留置クコトヲ得

第八十六條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノニ非スト思料シタルトキハ豫審中何時ニテモ拘留狀ヲ取消ス可シ

(註)令狀ノ種類四ツ曰ク召喚狀、曰ク拘引狀、曰ク拘留狀、曰ク逮捕狀是レナリ而シテ令狀ノ權力ハ人ヲシテ或ハ一時或ハ

(密室監禁)トハ犯人ヲ別ニ一ツノ密室ニ監禁スルヲ云フ

(職權)トハ總テ職務上ニ得タル所ノ權力ヲ云フ

數時日ノ間身体ノ自由ヲ失ハシムルモノナルガ故ニ之ヲ發スルノ權利ヲ有セシムルノ官吏ハ之ヲ選マザル可ラズ何トナレバ人權ノ伸縮ニ關スルモノ大ヒナレバナリ故ニ此ノ法章ニ於テハ令狀ヲ發スルヲ得ル官權ヲ定メ之ヲシテ濫發セシメザラントハナセルナリ

第二節 密室監禁

(註)本節ニハ豫審判事ガ事實發見ノ爲ニ被告人ヲ密室ニ監禁スルヲ得ル場合ヲ規定セラレタリ

第八十七條 豫審判事ハ豫審中事實發見ノ爲メ必要ナリト思料シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ拘留狀ヲ受ケタル被告人ヲ密室ニ監禁スル言渡ヲ爲スコトヲ得

第八十八條 密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ一名毎ニ之ヲ別室ニ置キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト接見シ又ハ書類其

他ノ物品ヲ授受スルコトヲ許サス

第八十九條 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可カラス但十日毎ニ其言渡ヲ更改スルコトヲ得

言渡ヲ更改スルトキハ其事由ヲ裁判所長ニ報告ス可シ
豫審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問ス可シ

(註)凡ソ被告人ヲ取調アルニ當リテ其ノ實チ云ハシメントスレバ即チ被告人ヲシテ改善以テ其ノ心實チ吐露セシメザル可ラズ去レバトテ今日文明ノ世ニアリテハ拷問ノ法ヲ起シ被難人ヲシテ殘酷ニ取扱フガ如キコトハナス可ラズ此ヲ以テ被告人ヲ密室ニ獨居セシメ既往ヲ考ヘ未來ヲ想ヒ以テ己レノ良心ニ問ヒテ己レノ行爲ヲ判斷シ而シテ其ノ實チ云フニ至ラシムルノ法ヲ用ヒルハ亦己ム可ラザルノ事ナリ故ニ密室監禁ノ目的ハ三ツアリ被告人ノ良心ヲ喚起スル事同居ノ拘留人ト交通シ

テ惡心ヲ増長セシムルコトヲ防シテ詐言ヲ呈スルノ方法ヲ協議スルノ道ヲ杜絶スル事是レナリ然レドモ密室監禁ハ人身ヲ束縛スルコト最モ甚ダシキモノナリ故ニ其ノ日數ヲ限リテ十日間トシ其ノ間二度ハ必ず訊問スベシト定メラシムルナリ

第三節 證據

(註)本節ニハ證據ノ事ニ關スル諸般ノ規則ヲ定メラレタルモノニシテ判事ヲ證據トスベキ書類物件ヲ概指セラレタルモノナリ

第九十條 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人及ヒ鑑定人ノ供述其他諸般ノ憑憑ハ判事ノ判斷ニ任ス

第九十一條 豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證據憑憑ヲ集取ス可シ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證人ノ訊問

ヲ爲スニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ調書ヲ作り豫審判
事ト共ニ署名捺印ス可シ

裁判所外ニ於テ急遽ノ際書記ノ立會ヲ得ルコト能ハサルトキハ立
會人二名アルヲ要ス但監獄署ニ就テ被告人ヲ訊問スルトキハ其監
獄署ノ官吏一名ヲシテ立會ハシム可シ

前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作り之ヲ讀聞カセ立會人
ト共ニ署名捺印ス可シ

書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其效ナカル可シ

(註)證據ノ事タル裁判ニ於テ最モ大切至極ノ事ナリ故ニ此ニ
特ニ一節ヲ設ケテラレタル次第ナリト雖トモ法律ハ 死ニシテ
人事ハ活動スルガ故ニ彼ノ證據ハ正當眞實ナリ此ノ證據ハ不
當不實ナリト一々法律ノ上ニ定メ置ク可キニアラズ故ニ諸般
ノ懲罰ハ判事ノ判斷ニ任ストハ定メラレタルナリ然レドモ之

(對質)トハ突合セ
吟味ノ事ヲ云フ

(恐赫)トハ威ス
ヲ云ヒ(詐言)トハ
詐リ言ヲ云フ

ヲ徵集シテ判事ニ判斷セシムル所以ノモノハ刑事訴訟ニ關係
スル人々ノ務メナルガ故ニ九十一條九十二條ノ如ク定メラレ
タルモノナリト知ルベシ

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

(註)本節ノ九ヶ條ハ被告人ノ訊問及ヒ對質ニ關スル規定ニシ

テ重ニ事豫審ニ拘ハルモノ、規定ナリ

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ爲シ又ハ
證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要スルトキハ此限ニ在ラズ

第九十四條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル爲メ恐嚇
又ハ詐言ヲ用ユ可カラズ

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ錄取シ被告人ニ之ヲ讀聞
カス可シ

豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ署名捺印セシ

ム可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ
第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更増減ス可キコトヲ申立タルト
キハ更ニ訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ錄取シ之ヲ讀聞カセ署名捺
印ス可シ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得

(共犯)トハ數人共
ニ犯シタル罪ヲ云
フ

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト、人違ナルコト其他
事實ヲ發見ス可キ一切ノ摸稜ヲ證スル爲メ必要ナリトスルトキハ
被告人ト他ノ被告人、證人又ハ其他ノ者ト對質セシムルコトヲ得

第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生スル一切ノ事件
ヲ錄取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カス可シ

第九十五條第九十六條ノ規定ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第一百條 被告人又ハ對質人暨ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ曉ナルトキ
ハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ譯者、譯者文字ヲ知ラサルトキハ通譯

ヲ命メ可シ

被告人又ハ對質人國語ニ通セサルトキ亦同マ

(宣誓)トハ誓ヒテ
立ツルヲ云フ

第一百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ

第一百三十六條第三百三十七條第四百一條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ
適用ス

(註)被告人ヲ訊問シテ其ノ實ヲ得ルハ豫審判事ノ務メナリ然
レトモ其ノ訊問ヲナスニ當リテ或ハ威シ掛ケ或ハ欺クナトノ
コアリテハ相成ラス又被告人ヲ訊問シテ實ヲ得サル時ハ對質
セシメサルヲ得サルコトアリ故ニ此等ノ法章アリ

第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押

(註)本節ハ證據ヲ檢査シ搜索ヲナシ及ヒ物件ヲ差押ヘルニ付
テノ規定ナリ蓋シ檢證搜索及ヒ物件差押ヘノ事ハ被告人ヲ取

調フルニ付テ尤モ必要ノ事ナルヲ以テ特ニ此ニ一節ヲ置カレ
タルナリ

第二百二條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又
ハ其他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲スコシ

第二百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所及ヒ被告人ノ人
違ナキコトヲ證明ス可キ摸樣ニ付キ調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ摸樣ヲモ記載ス可シ
第二百四條 豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏
匿スル疑アル者ノ住居ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住居ニ在ラサルトキハ同居ノ親屬
若シ其在ラサルトキハ市町村長ノ立會アルヲ要ス

第七十八條第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス
第二百五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル

(檢證)トハ事實ヲ
發見スル爲ニ證據
ヲ檢査スルヲ云
フ

(藏匿)トハ物件ヲ押
シ隠スヲ云フ

(監護)トハ監守保
護ノ意ニテ之ヲ散
逸セシメサルヤウ
守護スルヲ云フ

(閉鎖)トハ閉子込
メテ守ルノ意ナリ

疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第二百六條 豫審判事ハ臨檢搜索ニ因リ發見シタル物件其事實ヲ證明
スルニ足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄
ヲ作ル可シ但其物件ヲ監護シ又ハ遞送スルハ裁判所書記之ヲ擔任
ス可シ

第二百七條 豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラ
サルトキハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

第二百八條 被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人ヲ
シテ立會ハシムルコトヲ得

若シ被告人拘留ヲ受ケタルトキハ自ラ立會フコトヲ得ス但豫審判
事本人ノ立會ヲ必要ナリトスルトキハ此限ニ在ラス

第二百九條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否トテ
問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシム可シ

（供述）トハ申述ナ

其訊問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第一百十條 豫審判事ハ臨檢、捜査ノ場所ニ於テ証人ノ供述ヲ聽クコトヲ必要ナリトスルトキハ第一百十五條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ訊問ス可シ

第一百十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

（逐斥）トハ追ヒ退クルヲ云フ

若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマニ之ヲ留置スルコトヲ得

第一百十二條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢、捜査、物件差押ノ事ヲ區裁判所判事ニ囑托スルコトヲ得

第一百十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ驛遞、電信、鐵道ノ官署、諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ豫審事件ニ關係アル者ヨリ發シ若シハ此等ノ者ニ對シ發シタル書類、電報

（黙秘）トハ内密ノ意ニテ之ヲ他ニ漏サレルヲ誓ヒタル内密ト云フナリ

又ハ物件ヲ受取開披スルコトヲ得但受取證書ヲ渡ス可シ

第一百十四條 証言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件ニシテ其黙秘ス可キ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ差押へ及ヒ開披スルコトヲ得ス

（註）檢證、捜索及ヒ物件差押等ノ事タルヤ刑事訴訟ニ就テ最モ重要ニシテ缺ク可ラズ故ニ此ニ數ヶ條ヲ設ケテ之ガ法則ヲ示サレタルモノナリ

第六節 証人訊問

（註）本節ハ刑事被告人ヲ取調フルニ就テ尤モ大切ナル証人ヲ訊問スル事ニ就テノ規定ニシテ即チ訴訟事務ノ緊要ナル一節ナリ

第一百十五條 証人ノ呼出狀ニハ其氏名、住所及ヒ職業ヲ記載ス可シ又出頭ノ日時、場所及ヒ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且拘

(正當ノ事故)トハ
醫ハハ疾病又ハ去
リ難キ公務ノ類ヲ
云フ

引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

第一百十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル能ハサル
コトヲ疎明シタルトキハ豫審判事其所在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ

第一百十七條 證人ト爲ル可キ者豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍
屬ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シテ呼出狀ヲ送達ス其
長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシム可キコトヲ認可シ又ハ職務上已
ムコトヲ得サル差支アルトキハ其事由ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審
判事ニ請求ス可シ

第一百十八條 豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ除ク外證人
呼出ニ應セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因リ生シタル費
用ノ賠償及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ
對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

(抗告)トハ言渡ヲ

拒ムヲ云ヒ(執
行停止)トハ其ノ
執行ヲ中止スルヲ
云フ

豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達
シ又ハ直チニ拘引狀ヲ發スルコトヲ得

若シ證人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外二倍ノ罰金ヲ
言渡ス可シ又拘引狀ヲ發スルコトヲ得

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執
行ハ軍事裁判所又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑托シテ之ヲ爲ス可シ
其拘引ニ付テモ亦同シ

第一百十九條 豫審判事ハ證人罰金言渡書ノ送達アリシヨリ三日内ニ
其出頭セサリシコトヲ正當ノ理由ヲ以テ辯解シタルトキハ檢事ノ
意見ヲ聽キ其罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消ス可シ

第一百二十條 證人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキハ其呼出狀ヲ差出ス
可シ若シ之ヲ遺失シタルトキハ其人違ナキコトヲ疎明ス可シ
第一百二十一條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏名、

年齢、職業、住所及ヒ第二百二十三條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤチ問
ア可シ

(附加)トハ附ケ加
ヘテ申立ツルヲチ
云フ

第二百二十二條 豫審判事ハ證人ヲシテ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲ
モ黙秘セス又何事ヲモ附加セサル旨ヲ宣誓セシム可シ
裁判所書記ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム若シ署
名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第二百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス但宣誓
ヲ爲サシメスシテ事實參考ノ爲メ其供述ヲ聽クコトヲ得

第一 民事原告人

第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除
シタルトキト雖モ亦同シ

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受
クル者

第二百二十四條 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

第一 十六歳未満ノ幼者

第二 知覺精神ノ不十分ナル者

第三 癡癡者

第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者

第五 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付テハ公判
ニ付セラレタル者

第六 現ニ供述ヲ爲ス可キ事件ニ付テハ宣誓ヲ受ケ其證憑十分
ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏公吏又ハ官吏公吏タリシ者其職務上黙秘ス可キ義務
アル事情ニ關スルトキ

(公權ノ剝奪又ハ
停止)トハ日本人
民タル公權ヲ奪ハ
レ又ハ中止セラレ
タル者ヲ云フ

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶、其身分、職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因テ知リタル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

證言ヲ拒ム者ハ拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ疏明ス可シ

第二百二十六條 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ

第二百二十七條 證人ハ他ノ證人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問ス可シ但事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得

第二百二十八條 豫審判事ハ證人ノ供述ヲ確實ナラシムル爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

若シ證人同行スルコトヲ肯セサルトキハ第一百十八條ノ規定ニ從フ

第二百二十九條 第一百條第一條ノ規定ハ證人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第三百十條 皇族證人ナルトキハ豫審判事其所在ニ就キ訊問ヲ爲ス可シ

各大臣ニ付テハ其官廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外ニ滞在スルトキハ其現在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ滞在中ハ其所在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

第三百十一條 豫審判事ハ證人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ知ラシムル爲メ裁判所書記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ

證人ハ其供述ヲ變更増減センコトヲ請求スルヲ得書記ハ其請求ア

リタルコト及ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載ス可シ
調書ニハ豫審判事、書記及ヒ證人共ニ署名捺印ス可シ若シ證人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第三百三十二條 豫審判事ハ證人裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ其住居ノ地ノ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

若シ證人管轄地外ニ在ルトキハ其所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

第三百三十三條 第一百八條第一百九條及ヒ第二百二十六條ニ掲ケタル證人ニ對スル豫審判事ノ權ハ受訴判事ニモ屬ス

第三百三十四條 證人ハ出頭ニ付テノ旅費、日當ヲ要ムルコトヲ得

(註)證人ハ其ノ供述スル所ノ如何ニ依リテ被告人ガ有罪タルカ無罪タルカヲ定ムルノ徵憑タル事アリ故ニ證人ヲ訊問スルヤ極メテ鄭重ナラザル可ラズ然レドモ證人ハ又一方ヨリ見

(鑑定)トハ物件ノ如何ニテ見定ムルヲ云フ

レハ己レノ身ニ關係モナキ事ノ爲ニ法廷ニ呼出サル、モノナレハ随分迷惑ナリト云ハザルヲ得ズ故ニ相當ノ日當ヲ給シ旅費ヲ與フルトトハ定メラレタルニテ扱テコソ此ノ數ヶ條ノ法文ヲ設ケラレタル者ナリトス

第七節 鑑定

(註)本節ハ犯罪ノ用ニ供シ又ハ犯罪ノ證據トナルベキ物件等ヲ鑑定セシムル事ニ付テノ規定ナリ

第三百三十五條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ學術、職業ニ因リ鑑定スルコトヲ得ヘキ者一名又ハ數名ヲシテ鑑定ヲ爲サシム可シ
鑑定ノ爲メ必要ナリトスルトキハ死體ノ解剖ヲ命シ又既ニ埋葬シタル死體ヲ解剖シ若クハ檢視スル爲メ墳墓ノ發掘ヲ命スルコトヲ得

(發掘)トハ掘リ發ハクマラナク云フ

第三百三十六條 鑑定ニ付テハ第五百十五條第五百十八條乃至第五百二十一

條第三百二十三條乃至第三百二十五條及ヒ第三百二十八條ノ規定ヲ準用ス但鑑定人ニ對シテハ拘引狀ヲ發スルコトヲ得ス

第三百三十七條 鑑定人ハ公平且正實ニ鑑定ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ其宣誓ハ第三百二十二條ノ式ニ從フ

第三百三十八條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第七十九條ニ從ヒ罰金ヲ言

渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

第三百三十九條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑑定人ヲ增加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルコトヲ得

第四百十條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續、結果及ヒ鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ

(推測)トハ事物ヲ推シ測リテ定ムルヲナリ

(辨濟)トハ支拂ノヲナリ

若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ

鑑定人意見ヲ異ニスルトキハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ

第四百十一條 鑑定人ハ旅費、日當及ヒ立替金ノ辨濟ヲ要ムルコトヲ得

(註)刑事ニテモ民事ニテモ訴訟物又ハ其ノ證據ニ付テ其ノ眞偽ヲ判定スルガ爲ニ鑑定ヲ要スルヤ明カナリ殊ニ刑事ニ就テハ最モ切要ナリ何トナレバ毒殺、強姦、殺傷等ノ證據ヲ鑑定スルノ必要屢々アレハナリ故ニ此ニ鑑定ニ拘ハル規定アリ

第八節 現行犯ノ豫審

(註)尋常ノ犯罪ト現行犯トハ自カラ其ノ取調べノ性質異レリ依テ本節ニハ先ツ現行犯ノ豫審ニ於ケル規定ヲ立テラレタルモノナリ

第四百十二條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請求ヲ待タズ直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ得

豫審判事ハ犯罪ニ臨檢シ合狀ヲ發シ其他此章ノ規定ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第四百十三條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ記載ス可シ

豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キモノニ非サル意見アリト雖モ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

第四百十四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事ハ豫審判事ヨリ先

(繼續)トハ取り續クコトヲ云フ
(終結)トハ取調ヲ終ルコトヲ云フ

ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スルトヲ得ス

證人及ヒ鑑定人ノ供述ハ宣誓ヲ用ユルコトナク之ヲ聽ク可シ
第四百十五條 前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢事ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致シ區裁判所檢事ハ之ヲ地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

第四百十六條 區裁判所檢事其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ第四百十四條ニ規定シタル處分ヲ爲スコトヲ得
若シ被告人ニ對シ拘留狀ヲ發シタルトキハ三日内ニ起訴ノ手續ヲ爲ス可シ

第四百十七條 第四百四十四條第四百四十六條ニ於テ檢事ニ許シタル職務ハ司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フコトヲ得但拘留狀ヲ發スルコトヲ得ス

司法警察官ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致シ且被告人ヲ逮捕シタルトキハ共ニ之ヲ送致ス可シ

第四百十八條 地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シ

若シ同時ニ被告人ヲ受取りタルトキハ二十四時内ニ之ヲ訊問シ拘留狀ヲ發シ又ハ發セスシテ前項ノ手續ヲ爲ス可シ

第四百十九條 地方裁判所檢事ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタルトキハ拘留狀ヲ發シタルト否トニ拘ハラス直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲スコトヲ得

(訴ヲ爲ス)トハ公訴ヲ起スコトヲ云フ

被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲ス可カラス

第九節 保釋

第五百十條 豫審審事ハ豫審中拘留狀ヲ受ケタル被告人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出ニ應シ出頭ス可キ證書ヲ差出し且保證ヲ立テシメ保釋ヲ許スコトヲ得

第五百十一條 保證ノ金額ハ豫審判事之ヲ定メ保釋ヲ許ス言渡書ニ記載ス可シ

第五百十二條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ法律上代理人ヨリ金錢若クハ有價證券ヲ差出ス可シ

又裁判所ヲ管轄地内ニ住シ且十分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スコトヲ得

(保釋)トハ假リニ許シテ家ニ歸ラシメ置クコトヲ云フ

(有價証券)トハ公債、株券、兌換券等價值アル証券ヲ云フ

(保釋人)トハ保釋ヲ許サレ居ル被告
人ノ事ナリ

(沒收)トハ取上ケ
ラル、事ナリ

(保釋ノ言渡)トハ
保釋ヲ許サレタル
言渡ナリ

第七〇
第一百五十三條 保釋人被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ
其報告ヲ爲ス可シ

第一百五十四條 保釋中被告人呼出チ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セ
サルトキハ保證金ノ全部又ハ一分ヲ沒收ス可シ

第一百五十五條 保證金ヲ沒收スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫審判事其
言渡ヲ爲ス可シ

第一百五十六條 豫審判事保證金ヲ沒收シタルトキハ保釋ノ言渡ヲ取
消ス可
又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキハ檢事ノ
意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消ス可シ

(還付)トハ返ヘシ

第一百五十七條 豫審判事保證金ヲ沒收シタル後免訴ノ言渡、違警罪
又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキ
ハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ沒收シタル金額ヲ還付ス可シ

與ヘラル、事ヲ云
フ

第一百五十八條 豫審判事免訴ノ言渡違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪
ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消シタルト
キハ保證金ヲ還付ス可シ

(責付)トハ別ニ保
證金ヲ出スヲ要
セズ裁判所ヨリ被
告人ヲ其ノ親族又
ハ友人ハ領ケ渡サ
ル、事ヲ云フ

第一百五十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハス檢事ノ意
見ヲ聽キ被告人ヲ其親屬又ハ故舊ニ責付スルコトヲ得
責付ヲ爲スニハ親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ被告人ヲ
出頭セシム可キ證書ヲ差出サシムヘシ

第一百六十條 責付中被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其
報知ヲ爲ス可シ
被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ責
付ノ言渡ヲ取消ス可シ

第十節 豫審終結

(註)本節ニハ豫審終結ノ規定ヲ示サル蓋シ前數條ノ如キ手續

ヲ終ヘ而シテ豫審ヲ終結スルニハ即チ以下ノ數條ニ依ルベキ者ナリ

第六十一條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ストシ又ハ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ豫審終結ノ處分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル爲メ訴訟記録ヲ送致ス可シ

檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ三日内ニ之ヲ還付ス可シ

第六十二條 檢事ハ豫審十分ナラスト思料シタルトキハ其條件ニ付キ更ニ取調ヲ請求スルコトヲ得可シ豫審判事其請求ヲ肯セサル

トキハ檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

第六十三條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハス後數條ニ記載シタル決定ヲ以テ豫審ヲ終結ス可シ

第六十四條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコトヲ認メタルトキハ其旨ヲ言渡ス可シ若シ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ

(公訴ノ時効ニ罹リタル時)トハ公訴ヲ起スヘキ年月ノ經過シ去リタルガ爲ニ其ノ効ナキニ至レルヲ云フ(大赦)トハ天皇陛下ヨリ特ニ罪ヲ免スヘキ旨ノ勅狀ヲ發セラル、ナ云フ

前ニ發シタル令狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第六十五條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

第一 犯罪ノ證據十分ナラサルトキ

第二 被告事件罪ト爲ラサルトキ

第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ

第四 確定判決ヲ經タルトキ

第五 大赦アリタルトキ

第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

第六十六條 被告事件違警罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス

可シ

第六十七條 被告事件裁判所構成法第十六條第二號ニ記載シタル
 輕罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ其他ノ輕
 罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ輕罪公判ニ付スル言渡ヲ爲
 ス可シ
 被告人勾留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ルモノト思料シタ
 ルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ
 禁錮ノ刑ニ該ル可キモノト思料シタルトキハ保釋ヲ許シ又ハ責付
 ヲ爲スコトヲ得若シ被告人未ダ勾留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ發ス
 ルコトヲ得
 第六十八條 被告事件重罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ重
 罪公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ若シ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタ
 ルトキハ其言渡ヲ取消シ被告人未ダ勾留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ
 發ス可シ

第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付
 ス可シ
 管轄違ノ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告人ヲ勾留ス可キ
 事ハ其理由ヲ明示ス可シ
 免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルコト公訴受理ス可カ
 ラサルコト及ヒ其理由又犯罪ノ證據十分ナラサルトキハ其旨ヲ明
 シス可シ
 區裁判所ニ移ス言渡又ハ公判ニ付スル言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ性質
 摸樣證據ノ十分ナルコト及ヒ其罪ヲ罰ス可キ法律ノ正條ヲ明示ス
 可シ

第七十條 前條ノ決定ニハ第七十六條ノ規定ニ從ヒ被告人ノ氏名
 等ヲ明示ス可シ
 第七十一條 豫審終結ノ決定ノ正本ハ速ニ檢事及ヒ被告人ニ送達

(免訴)トハ訴ニ罹ルヲ免スト云フ
トニテ即チ放免ニ同シ又本條ニ云フ(抗告)ハ檢事ノ爲ス所ノ抗告ナリ左レトモ前數條ニアルモノト異リタルニハアラズ

(經過ノ停止)トハ中止ノヲナリ

(罪名ノ變更)トハ

ス可シ

第七十二條 檢事ハ重罪公判ニ付スル決定又ハ免訴若クハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

被告人ハ重罪公判ニ付スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 重罪公判ニ付スル場合ニ於テ被告人ニ送達ス可キ決定ニハ其決定ニ對シ抗告ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ其記載ナキトキハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ決定ノ送達アルマテ抗告期間ノ經過ヲ停止ス

第七十四條 豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリタルトキハ其決定アルマテ執行ヲ停止ス但保釋責付ノ言渡ヲ取消ス決定ハ其執行ヲ停止セス

第七十五條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其決定確定シタルトキハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付キ再ヒ訴ヲ受ケルコト

警ヘハ一度詐欺ノ罪名ヲ付ケラレタル者ヲ再ヒ竊盜ノ罪名ヲ付クルノ類ヲ云フ

ナカル可シ但新ナル證據アルトキハ此限ニ在ラス
新ナル證據アルトキハ檢事ヨリ之ヲ其裁判所ニ差出シ裁判所ニ於テハ其起訴ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

(註)本章マデ編ヲ重ヌルテ四ツ章節ヲ積ンデ此ニ至リ刑事訴訟ヲ公判ニ移スマデノ取調并ニ公判ノ用ニ供スル事物ニ就テノ規定ヲ示サル即チ刑事訴訟手續ノ一半ノ規定ヲ終レリト云フベシ而シテ以下四編ニ於テハ公判ニ拘ハル規定ヲ掲グルモノナリ

之ヲ要スルニ本編マデハ犯罪ヲ捜査シテ犯人ヲ捕ヘ之ヲ拘留シテ以下調ヲナシ罪アルモノタレバ之ヲ公判ニ移スベク罪ナキモノタレバ之ヲ免訴若シクハ放免スル等ノ規定ニシテ刑事訴訟第一期タルベキ手續ナリト知ルベシ而シテ之ヨリ以下數條ハ斯クシテ取調タル被告人ヲ彌々刑ニ處スル所以ノ手續

ノ規定ナリ

第四編 公判

第二章 通則

(註)本編ハ公判ノ規定ナリ公判トハ前ニモ云フ如ク公ケノ法庭ニテ被告人ヲ審問シ其ノ罪ヲ裁判スルコトナリ而シテ本章ハ其ノ全体ノ規則ナリ

第七十六條 公判ハ判事檢察裁判所書記出廷シテ之ヲ爲スモノトス

(本條)ハ是レ刑事法庭ノ公式ヲ示スモノナリ

(拘束)トハ捕縛又ハ束縛ヲ云フ

第七十七條 被告人ハ公廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受グルコトナシ但守卒ヲ置クコトアル可シ

第七十八條 裁判所ニ於テハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ拘引狀又ハ拘留狀ヲ發スルコトヲ得

第七十九條 被告人ハ辯論ノ爲メ辯護人ヲ用エルコトヲ得

(閱讀)トハ調べ讀ムコト云ヒ(抄寫)トハ抜キ書キスルコト云フ

(對席)トハ假ニ出席シタルト定ムルノ調ナリ

(精神錯亂)トハ心ノ亂レ又ハ狂ヒタルコト云フ

辯護人ハ裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ但裁判所ノ允許ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ト雖モ辯護人ト爲スコトヲ得

第八十條 辯護人ハ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ閱讀シ且之ヲ抄寫スルコトヲ得

第八十一條 被告人ノ法律上代理人ハ其補佐人ト爲リ辯論ニ與カルコトヲ得

第八十二條 被告人出頭シテ辯論スルコトヲ肯セサルトキハ對席トシテ裁判ヲ爲ス可シ

被告人審問ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シ裁判長ヨリ退廷又ハ拘留ヲ命ゼラレタルトキ亦同シ若シ辯論ニ日ニ涉ルトキハ更ニ被告人ヲ出頭セシム可シ

第八十三條 被告人精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキハ痊癒ニ至ルマテ辯論ヲ停止ス但罰金以下ノ刑ニ該ル可キ

事件ニ付キ被告人代人ヲ差出シタルトキハ此限ニ在ラス
 辯論ニ取掛リタル後被告人精神錯亂シタルトキハ其痊癒ノ後新ニ
 辯論ヲ爲ス可シ其他ノ疾病ニ罹ルトキハ痊癒ノ後前ニ停止シタル
 日以後ノ手續ヲ爲ス可シ但五日間辯論ヲ停止シ又ハ檢事其他訴
 訟關係人ノ請求アリタルトキハ新ニ辯論ヲ爲ス可シ
 若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付キ既ニ辯論ヲ終リタルトキハ其
 痊癒ノ後更ニ取調ヲ爲スコトナク裁判ヲ爲ス可シ
 第八十四條 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲ス
 可カラズ但辯論ニ因リ發見シタル附帶ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラ
 ス
 若シ附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスルトキハ本案ノ辯論ヲ
 停止スルコトヲ得
 第八十五條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

(第一審)トハ始審
 ノテニテ違警罪ニ
 付テハ區裁判所ノ
 判決、輕罪ニ付テ
 ハ輕罪裁判所ノ判
 決、重罪ニ付テハ
 重罪裁判所ノ判決
 ナ云フ(本案)トハ
 其ノ本事件ヲ云フ

第一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ
 第二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ
 第三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免カ
 ルトキ
 爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ
 第八十六條 檢事及ヒ被告人ハ第一審第二審ヲ問ハス本案ノ判決
 アルマテ何時ニテモ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル言渡ヲ爲
 スコトヲ得
 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル言渡
 ナ爲スコトヲ得
 第八十七條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本條ノ
 判決ヲ待タズ直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ
 本案ノ辯論ヲ停止ス

第八十八條 調書ヲ作りタル司法警察官ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ證人トシテ之ヲ呼出スコトヲ得

第八十九條 豫審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ更ニ之ヲ呼出スコトヲ得

豫審ニ於ケル證人ノ供述書又ハ鑑定人ノ鑑定書ハ更ニ其證人、鑑定人ヲ呼出サ、ルトキ、証人、鑑定人呼出ヲ受ケ出頭セサルトキ又ハ豫審及ヒ公判ニ於ケル供述鑑定ヲ比較ス可キトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ之ヲ朗讀セシムルコトヲ得

第九十條 第一百五條以下ノ規定ハ公判ノ證人ニ第三百三十五條以下ノ規定ハ公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準用ス

第九十一條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ出頭スル能ハサルコ

法廷ニテハ證人互ヒニ物云フヲ能ハサルヲ示ス

トテ疏明シタルトキハ裁判所ハ其部員一名ニ命シ又ハ區裁判所判事ニ囑託シ其所在ニ就テ之ヲ訊問セシムルコトヲ得

第九十二條 檢事、被告人及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出ス證人ノ氏名目錄ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達ス可シ

第九十三條 證人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラス又供述前辨論ニ立會フ可カラス既ニ供述ヲ爲シタル後ハ公廷ニ留ル可シ但裁判長ヨリ退去ノ允許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 證人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノトス陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ証人及ヒ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

訴訟關係人ハ辨論ニ必要ナリトスル事項ヲ分明ナラシムル爲メ證人ヲ訊問ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルヲ得

第九十五條 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以

實ヲ云ハサルコトヲ云フ
(故意)トハ故ヲニ
意アツテナスコトヲ云フ

(第百條第百二條)
ノ規定トハ通事ヲ
用ヒルノ規定ナリ

上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタルトキハ裁判所ニ於テ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ拘引狀ヲ發シ豫審判事ニ送致ス可シ
其証人又ハ鑑定人ノ供述ハ裁判所書記之ヲ録取シ豫審判事ニ送致ス可シ

本人ノ場合ニ於テハ裁判所ニテ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ本案ノ辨論ヲ停止スルコトヲ得

第百九十六條 被告人聲者哑者又ハ國語ニ通セサル者ナルトキハ第百條第百一條ノ規定ニ從フ

第百九十七條 裁判所ニ於テハ証人被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サル可シト思料シタルトキハ其証人ノ供述中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得但裁判長ハ証人供述ヲ終リタル後被告人ヲ入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知ス可シ

本條ノ規定ハ共同被告人ニモ亦之ヲ適用ス

第百九十八條 裁判長ハ各証憑ノ取調終リタル毎ニ被告人ニ意見アリヤ否ヤヲ問ヒ且其利益ト爲ル可キ証憑ヲ差出スヲ得ルコトヲ告知ス可シ

又証憑物件ハ被告人ニ示シテ辨解ヲ爲サシム可シ
第百九十九條 辨論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタルトキハ

裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ裁判ス可シ
第二百條 裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ取調未タ十分ナラサルトキハ公訴ノ判決アリタル後其判決ヲ爲スコトヲ得

(負擔)トハ引受ケルコトヲ云フ
第二百一條 被告人有罪ト爲リタルトキハ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ負擔ス可キヲ渡テ爲ス可シ

免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴ニ關スル訴訟費用ハ
國庫之ヲ負擔ス

私訴ニ關スル訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

第二百二條 被告人有罪ト爲リタルト否トヲ問ハス沒收ニ係ラサル
差押物ハ所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲ス可シ

第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ明示
シ且犯罪ノ証憑ヲ明示ス可シ

無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ其理由ヲ明示ス可シ

第二百四條 判決ノ言渡ハ辨論ヲ終リタル後即日又ハ次ノ開廷日ニ
之ヲ爲ス可シ

判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決
ノ言渡ト同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

第二百五條 判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、其事

件ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載シ刑事裁判所書記共ニ署名捺
印ス可シ

第二百六條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄本
ヲ求ムルコトヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタルトキハ書記ヨリ二
十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

第二百七條 對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ裁判長ヨリ其
言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得
ヘキコト及ヒ其期間ヲ告知シ又對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタル
トキハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス
可シ

若シ其告知又ハ記載ナキトキハ更ニ其通知アルマテ上訴及ヒ故障
期間ノ經過ヲ停止ス

第二百八條 裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訴

(對席判決)トハ被
告人出席シタリト
認メテナス所ノ判
決ヲ云ヒ(欠席判
決)トハ被告人出
席セサル時ニナス
判決ヲ云フ

(正本)トハ公式ニ
用ヒタル書類、(謄
本)トハ其ノ寫シ、
(抄本)トハ其ノ抜
キ書キナリ

(公開ヲ禁スル)ト
ハ傍聴ヲ許サ、ル
ト云フ

訟手續ヲ記載ス可シ

第一 公ニ辯論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコト及ヒ其
事由

第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述

第三 三証人鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ
爲サ、ルトキハ其事由

第四 証拠物件

第五 辯論中異議ノ申立アリタルコト其申立ニ付キ檢事其他訴

訟關係人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判

第六 辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシメタルコト

第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル事項ノ外裁判ヲ爲シ
タル裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏

名ヲ記載ス可シ

(最終)トハ最末ノ
トナリ

(補充判事)トハ陪
席判事ニ欠席アリ
タル時之ヲ補充ス
ルガ爲ニ出席シタ
ル判事ノトナリ

(上訴)トハ控訴上
告等ヲ云フ

辯論數日ニ涉ルトキハ其旨及ヒ同一ノ判事出席シタルコトヲ記載
ス可シ

辯論中補充判事ヲシテ代ラシメタルトキハ其旨ヲ記載ス可シ

第二百十條 公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長
及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ

裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見アル
トキハ其紙尾ニ記載ス可シ

第二百十一條 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ訴訟記録ニ添付シ其裁
判所ニ保存ス可シ若シ上訴アリタルトキハ之ヲ上告訴訟所ニ送
付ス可シ

(註)右ノ數ヶ條ハ公判ノ通則ニシテ區裁判所、地方裁判所、控
訴裁判所、上告裁判所等ノ公判ニ通シテ用ヒラルベキ法則ナ
リ

第二章 區裁判所公判

(註)前章ニ於テハ公判ニ關スル一般ノ規則ヲ掲ケ本章ニ於テハ區裁判所ニ於ケル公判ノ規則ヲ掲ケラル、モノナリ

(區裁判所)トハ最下級ノ裁判所ニシテ違警罪及ヒ輕罪ヲ裁判スル裁判所ナリ

第二百十二條 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル違警罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理ス

第一 檢事ノ起訴アリタルトキ

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルトキ

キ

第二百十三條 檢事ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發ス可キコトヲ裁判所ニ請求ス可シ

裁判所ハ裁判所書記ヲシテ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發セシム可シ

第二百十四條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名、職業、住所、出頭ノ日時、場所及ヒ被告事件ヲ記載シ且被告事件違警罪又ハ罰金

ニ該ル可キ輕罪ナルトキハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ハキ旨ヲ記載ス可シ

若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其事件ニ付キ取調ヲ受ケサリシトキハ辯護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得

第二百十五條 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

第二百十六條 判事ハ豫審ヲ經サル被告事件急速ヲ要スルトキハ公判ニ取掛ル前檢証處分ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ノ立會ヲ要セス

第二百十七條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出頭シタル者ト雖モ異議ノ申立ナキトキハ裁判所ニ於テ證人トシテ其供述ヲ聽クコトヲ得

第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、出生、ノ地ヲ問フ可シ

檢事ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問ス可シ

必要ナル調書其他証憑書類ハ書記ヲシテ朗讀セシメ又証人ノ供述ヲ聽キ其他証憑ノ取調ヲ爲ス可シ

若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事原告人ノ異議ナ

キトキハ他ノ証憑ヲ取調フルニ及ハス

第二百二十條 証憑調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意見ヲ

陳述ス可シ

被告人及ヒ其辯護人ハ答辨ヲ爲スコトヲ得

檢事、被告人及ヒ辯護人ハ迭ヒニ辨論ヲ爲スコトヲ得但辨論ノ最

終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ供述セシム可シ

(法律ノ適用)トハ被告人ヲ處スルニ何ソノ法律ヲ用ユベシト云フモノ是レナリ

第二百二十一條 公訴ニ付キ辨論終リタル後民事原告人ハ被害ノ事實ヲ證明シ且私訴ニ付キ其請求スル所ヲ陳述ス可シ

被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辨ヲ爲スコトヲ得

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ

以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ若シ被告人拘留ヲ受ケタルトキハ放

免ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ノ場合ニ於テ拘留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前拘留狀ヲ

存シ又ハ新ニ拘留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ證據十分

ナルトキハ判決ヲ以テ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

第二百二十四條 犯罪ノ證據十分ナラス又ハ被告事件罪ト爲ラサル

トキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又第百六十五條第三號以下ノ

場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額ノ多
寡ニ拘ハラズ判決ヲ爲ス可シ

第二百二十六條 呼出テ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該ル可
キ事件ニ付キ其代人公判ノ期日ニ出頭セサルトキハ檢事ノ請求ス
ル所ヲ聞キ闕席判決ヲ爲ス可シ

私訴關係人出頭セサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ闕席判決ヲ
爲ス可シ

第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人出頭セスト
雖モ豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル証ア
ルニ非サレハ闕席判決ヲ爲ス可カラズ

豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能ハサ
ル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其期間ニ被告人出頭
セサルトキハ闕席判決ヲ爲ス可キ告知書其親屬又ハ其本籍若クハ

最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス可シ若シ本籍若クハ最後ノ住
所ノ地分明ナラサルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁判所
ノ揭示板ニ貼付シテ公示ス可シ

第二百二十八條 闕席判決ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ闕席
者ニ送達ス可シ

闕席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得

(故障)トハ其判決
ノ筋違ヒナルヲ
云ヒ立テ之ニ服セ
ザルヲ云フ

第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰金以下ノ刑
ヲ言渡シタル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ闕席判決ノ送達ヲ以テ

始マリ禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受
ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ
始マル

第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ闕席判決ヲ爲シタル裁判
所ニ其申立書ヲ差出ス可シ

第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ

第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立チ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却ス可シ

第二百三十三條 故障ノ申立チ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テ故障申立人闕席シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ス

第二百三十四條 第二百四十七條第二百四十八條ノ規定ハ闕席判決ニ對スル故障ニモ亦之ヲ準用ス

(註)右ノ數ヶ條ハ區裁判所即チ違警罪又ハ或ル輕罪ニ限りテ

(棄却)トハ却下セラル、コト云フ

地方裁判所ハ之マテノ始審廷ナレドモ上級裁判所ヨリ移サレタル場合ニハ重罪ニ就テモ公判ヲ開クモノト知ルベシ
區裁判所公判ノ規定モ又本章ニ用ヒラル

裁判スル裁判所ノ公判ノ通規ニシテ刑事訴訟中最低級ノ裁判所ノ公判通則ナリトス尤モ此ノ數條ニ漏レタルモノハ前章ノ公判通則ニ據ルベキモノタルヤ勿論ナリ

第三章 地方裁判所公判

(註)前章ハ區裁判所公判ノ通則ニシテ本章ハ地方裁判所公判ノ通則ナリ地方裁判所トハ是マデノ始審又輕罪裁判所ノ事ナリ

第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ訴ヲ受理ス又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公判ヲ受理ス

第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限り地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ公判ニ準用ス

第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事ハ判

判所書記ノ立會ニ依リ一應被告ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任シタルヤ否ヤテ問フ可シ若シ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ被告人及ヒ辯護士ニ異議ナキトキハ辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

第二百三十八條 裁判ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラズ

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認メタルトキト雖モ第一審ノ判決ヲ爲ス可シ

(自白)トハ自カラ白狀スルヲ云フ

(訴追)トハ後ヨリ追ッテ訴フルヲナリ

私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所管轄ニ屬スルトキ亦同シ

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追スルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲ス可シ但被告人拘留ヲ受ケサルトキハ拘留狀ヲ發ス可シ
其被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

(註)右ハ地方裁判所即チ輕罪及ヒ或ル重罪ヲ裁判スル裁判所ノ公判ノ通則ナリ輕罪ニ付テハ其ノ本自ノ管轄ニ屬スルヲ以テ自カラ之ヲ公判ニ附シ又重罪ニ付テハ他ヨリ移サレタルモ

(上訴)トハ初メノ
裁判ニ服セスシテ
之ヲ更テニ上級裁
判所ニ訴フルヲ
云フ

ノニ付テ之ヲ公判ニ附スルモノナリ

第五編 上訴

第一章 通則

(註)前編ニ於テハ初審ニ關スル規定ヲ示サレタレハ本編ニ於
テハ上訴ニ關スル一般ノ規則ヲ示サレタリ

第二百四十二條 檢事其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル上訴ヲ爲ス
コトヲ得

檢事ハ被告人ノ利益ノ爲メニモ亦上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得但被告
人ノ明言シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

第二百四十四條 被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スコト
ヲ得

第二百四十五條 拘留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ

監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送致ス可シ

第二百四十六條 檢事ヲ除ク外上訴ヲ爲シタル者ハ其判決アルマテ
何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得

第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ上
訴期間ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ疏明シタルトキハ期間ヲ經
過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタ
ル日ヨリ通常ノ期間内ニ其疏明方法ヲ申立書ニ記載シ上訴ヲ爲ス
可シ

第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立
書ヲ相手方ニ送達ス可シ相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ
得

上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ツ其申立ヲ
許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

第二百四十九條 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル

裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還ス可シ

(註)前編即チ第四編ハ第一審ニ就テノ規定ニシテ本編即チ第五編ハ第二審以上ノ規定ナリ蓋シ上訴トハ第一審又ハ第二審ノ裁判ニ服セズシテ之ヲ更ラニ上級ノ裁判所へ訴フルヲ云フモノナリ而シテ上訴ヲ分ツテ二トス一チ控訴ト云ヒ一チ上告ト云フ本章ハ其ノ通則ニシテ以下ハ控訴其ノ次ハ上告ノ規定ナリ

第二章 控訴

(註)本章ハ控訴ノ規定ナリ蓋シ上訴トハ初級ノ裁判ニ服セズシテ上級ノ裁判所ニ之ヲ訴フル所以ノ總名ニシテ控訴トハ其ノ内ノ一名ナリト知ルヘシ

(控訴)トハ區裁判

第二百五十條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シ

所又ハ地方裁判所ノ判決ニ服セズシテ之ヲ上級ノ裁判所ニ訴フルヲ云フ

タル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百五十一條 控訴ハ判決ノ一分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得若シ之ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノト看做ス可シ

第二百五十二條 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス 闕席判決ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百五十三條 本案ハ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ス

第二百五十四條 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ 裁判所ハ控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ

(控訴)ハ上級ノ裁判 第二百五十五條 原裁判所ニ於テ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決

判所ニ爲スモノニ
シテ(抗告)ハ原裁
判所ニ爲ス所ノモ
ノナリ

定テ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百五十六條 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其

檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人拘留ヲ受ケタル

トキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移ス可シ

第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發

シタル後其裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル

規定ヲ適用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁

判所ニ於テ其再度ノ訊問鑑定ヲ必要ナリトセサルトキハ之ヲ呼出

サ、ルコトヲ得

(附帶控訴)トハ本
件ノ控訴ニ附屬シ
テナス控訴ヲ云フ

第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコ

トヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シ

タルヤ否ヤヲ調査シ期間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決

ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナシトスルキハ判

決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ控訴ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ

取消シ更ニ判決ヲ爲ス可シ

第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ

認メタルトキハ原判決ヲ取消ス可シ此場合ニ於テ拘留ヲ要スルモ

ノト認メタルトキハ前拘留狀ヲ存シ又ハ新ニ拘留狀ヲ發シ其事件

ヲ檢事ニ交付ス可シ

原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ
事件ヲ其裁判所ニ差戻ス可シ

第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判
所自ラ其事件ニ付キ第一審トシテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事
件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ但事件重罪ナルトキハ第二百四十一條ノ
規定ニ從ヒ處分ス可シ

第二百六十四條 控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル
事件ヲ重罪ナリトスルトキハ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル
控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシ
テ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ
報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得
本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セサルトキハ第二百三十七

條第二項ノ規定ニ從ヒ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任ス可シ

第二百六十五條 被告人辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタ
ルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス
被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二百六十六條 控訴申立人出頭セサルトキハ闕席判事ヲ以テ控訴
ヲ棄却シ相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ闕席判決ヲ
爲ス可シ

(註)本章ハ控訴ノ規定ニシテ區裁判所又ハ地方裁判所ノ裁判
ニ服セズ之ヲ上級ノ裁判所ニ訴ヘ而シテ之ヲ裁判スルニ當リ
テ用ヒラル、所ノモノナリ蓋シ控訴トハ區裁判所又ハ地方裁
判所ノ第一審ノ裁判ニ服セズシテ更ラニ之ヲ上級ノ裁判所ヘ
訴フルヲ云ヒ上告トハ第二審ノ裁判ニ服セスノ上級ノ裁判
所ヘ訴フルヲ云フナリ次下ハ其ノ上告ニ就テノ公判ニ關ス

(上告)トハ地方裁判所又ハ控訴裁判所ノ判決ニ服セズシテ更ニ之ヨリモ上級ナル裁判所即チ控訴裁判所又ハ大審院ニ向ツテナス所ノ上訴ナリ

(法則)トハ勅令命令等ヲ云フ

ル規定ナリ

第三章 上告

(註)上告ハ上訴ノ一部ニシテ即チ第二審ニ服セザルモノ、爲ステ得ベキ所ナリトス左レトモ此ハ唯法律ニ背キタル場合ノミナリトス

第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百六十八條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背シタルモノ

トス

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セカリシトキ

第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル刑事裁判ニ參與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第三 刑事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラズ裁判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違テ不當ニ認メタルトキ

第五 法律ニ背キ公判ヲ受理シ又ハ受理セサルトキ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキ

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケ

(公行セズ)トハ公ケニ行ハサルヲ云フ

(擬律ノ錯誤)トハ法律ノ適用ヲ誤リタルヲ云フ

サル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ

第八 判決ヲ公行セズ又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセサルトキ

第九 裁所ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ

第十 擬律ノ錯誤アルトキ

第二百七十條 冤訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト雖モ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタルトキハ拘留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス
第二百七十三條 上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出シ且其

申立ヲ爲シタル日ヨリ五日內ニ趣意書ヲ差出ス可シ

裁判所ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタル日ヨリ二十四時間内ニ之ヲ相手方ニ送達ス可シ

第二百七十四條 相手方ハ上告申立書及ヒ趣意書受取リタル日ヨリ五日內ニ答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

裁判所ハ其答辯書ヲ受取リタル日ヨリ二十四時内ニ之ヲ上告申立人ニ送達ス可シ

第二百七十五條 檢事ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ差出シ一通ヲ相手方ニ送達ス可シ

私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出スヘキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ニテモ亦同シ

第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ナ

(附帶上告)トハ主
タル上告ニ附屬シ
テナス所ノ上告ヲ
云フ

以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事ニ送致シ其

檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコ

トヲ得

上告裁判所ノ檢事モ亦附帶上告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十九條 上告申立人及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得

重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢事ヨリ重罪ノ刑ニ

該ル可キモノトシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタ

ル者自ラ辯護士ヲ選任セザルトキハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ其

裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ

付ス可カラズ

第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ差出

スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ辯明書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ

得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタルトキハ之ヲ其

報告書ニ添フ可シ

第二百八十二條 裁判所書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ期日ヲ上告

申立人及ヒ相手方ノ辯護士ニ報知ス可シ

第二百八十三條 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀ス可シ

檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ

私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

第二百八十四條 上告申立人又ハ相手方ヨリ辯護士ヲ差出サ、ルト

キハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ナキトキ又ハ法律上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起サ、ルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ

(破毀)トハ前裁判ノ一部又ハ全部ヲ取消スヲ云フ

第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ボサ、ルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク止タ其手續ヲ破毀ス可シ

第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部

分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀ス可シ
擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲サ、ル共同被告人ニモ及ボス可シ

第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可キトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移ス可シ

第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ亦之ヲ準用ス

第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トヲ問ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢察ハ司法大臣

(共同被告人)トハ數人ニテ爲シタル事件ヲ罪アリトシテ訴ヘラレタル場合ノ人々ヲ云フ

(非常上告)トハ上
告ヲ受クル權アル
裁判所ノ檢事ガ司
法大臣ノ命ニ依リ
テナス所ノ上告ニ
シテ實ニ非常ノ場
合ニナス所ノモノ
ナリ

ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲ス
コトヲ得
非常上告テ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ
付キ判決ヲ爲ス可シ

第四章 抗告

(註)本章ハ抗告ニ拘ハル規定ナリ蓋シ抗告ハ裁判ノ一部ノ方
法又ハ手續ニ付テ不服ナル時ニナス所ノモノニテ其ノ場合ハ
法律ヲ以テ特ニ指定セラル、モノナリ

第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限り之ヲ爲
スコトヲ得

第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲ス可シ
抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコト
ヲ得ス

(抗告裁判所)トハ
總テ抗告ヲ受クベ
キ裁判所ヲ云フ名
稱ナリ

第二百九十五條 抗告ノ期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トス
第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判
所又ハ豫審判事ニ差出ス可シ

其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ不服ノ
點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告申
立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テ
ハ訴訟記録ヲモ送致ス可シ

第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ
抗告ノ裁判ヲ爲ス可シ

第二百九十八條 豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判所ニ
於テ必要ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告
ヲ爲サシムルコトヲ得

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第二百九十九條 抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又抗告ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕クトキハ其抗告ヲ棄却ス可シ

第三百條 抗告裁判所ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ自ラ更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却ス可シ

(註)抗告ハ法律ニ於テ許サレタル場合ニ限りテ之ヲ爲ス可キヲ許サレタルモノナリ蓋シ裁判所カ爲ス所ノ或ル處分又ハ手續方法ニシテ法律ニ戻ル場合アランカ全体ニ於テハ不服ナラザルモ此ノ一事ニ就テ不服ナキヲ得ス之ニ對シテハ抗告ヲ許シテ其ノ不服ナガラシムルコト是レ法理ノ宜シ然ラザルヲ得サル所ナレバナリ

第六編 再審

(註)抑モ刑事裁判ノ事タルヤ苟モ人ノ身体ニ對シテ痛苦ヲ與フル所以ノ實施アルモノニシテ時トシテハ人命ヲモ斷ツテアリ故ニ其ノ裁判ノ方法ハ丁寧ナルカ上ニ丁寧ナラザル可ラズ此ヲ以テ或ル場合ニ限り一旦裁判シタル事件ヲ再ヒ審判スルコトヲ許リ以テ人民權利ノ枉屈ナカラシムルモノナリ

第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

(再審)トハ一旦受ケタル刑罰ニシテ之ヲ受ケタル事實ニ於テアル可ラザルモノナルコトヲ後チニ發見シタル場合ニ於テ再ヒ審判ヲ爲シ替ヘルコトヲ云フ

(公正證書)トハ公吏官吏ノ式ニ依リテ造リタル證書ヲ云フナリ

二一〇

第三 犯罪アル以前ニ作りタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

第六 判決ノ憑據ト爲シタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢業若クハ破毀セラレタルトキ

第三百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル公訴裁判所ノ檢事

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事
但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲スコトヲ得

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

第三百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラズ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

第三百四條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原判決ノ謄本及ヒ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サントスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ

第三百五條 上告裁判所ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

第三百六條 上告裁判所ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ

(刑ノ消滅)トハ刑罰ガ濟ミ又ハ刑罰ヲ受クベキモノガ死去シタル場合ニテ刑ノ消ヘ失セタル時ヲ云フ

聽キ判決ヲ爲ス可シ

第三百七條 上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ原裁判ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲ス可キコトヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可シ

其送付ヲ受シタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

(通條ノ規定)トハ再審ナレバトテ殊ニ異ナル規定ヲ用ヒルニ及ハズ成規通リニ裁判ヲ爲シ替ニルヲ云フ

第三百八條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁判所ニテ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトヲ原判決ヲ破毀ス可シ

第三百九條 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示ス可シ

(註)刑法ハ罪人ヲ罰スベキ綱目ヲ示セルモノナリ刑事訴訟法

ハ其ノ刑罰ヲ罪人ニ適用スルニ就テノ手續ノ規則ナリ然レドモ若シ此ノ手續方法ニ誤チアリテ無辜ヲ罪スルコトアリテハ刑法ノ目的ヲ害スル決シテ少々ニアラザルナリ故ニ此ニ再審ノ法ヲ設ケテ無辜ニシテ罰セラル、コトナカラシメタリ即チ第三百一條ニ記載シタルガ如キモノハ誠ニ是レ無辜ニシテ罪サレタルモノナルニ付キ右等ノ者ハ之ヲ再審スルコトヲ得セシメタルモノ是レナリ

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

(註)大審院ハ最上級ノ裁判所ニシテ實ニ法律ノ統一ヲ掌ドリ司法權ノ完全ヲ謀ルベキ所ナリトス故ニ其ノ訴訟手續ニ付テハ特別ノ權限ヨリシテ他ト異ナル所アルベキハ理ノ當然ナリ即チ本編ハ其ノ特別ノ訴訟手續ヲ規定シタルモノナリトス

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特

(特別權限)トハ大
審院カ特ニ有スル
權利ト云フ義ナリ

別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其搜查ヲ爲ス可シ

地方裁判所區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ搜查
ヲ爲シ檢事總長ニ報告ス可シ

第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速
ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第
百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲ス
コトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證據書類ニ
意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ檢事總長ニ送致ス可シ

第三百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別
權限ニ屬シ且起訴ス可キモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命ス可
キコトヲ大審院長ニ請求ス可シ

第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタ

ル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ訴訟記録
ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出ス可シ

第三百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ
公判ニ付ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタル
トキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致ス可シ若シ特別裁判所ノ
權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲
ス可シ

又第百六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡
ヲ爲ス可シ

第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審、公
判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

(註)大審院ノ檢事總長ハ其ノ定メラレタル權限ニ依リテ犯罪

(裁判執行)トハ裁判シタル被告人ニ向ツテ刑ヲ執行行フヲ云ヒ(復権)トハ犯人ノ權利ヲ元ニ復セシムルヲ云ヒ(特赦)トハ特ニ犯人ヲ免ストナリ

ナリトス
第八編 裁判執行、復権及ヒ特赦
第一章 裁判執行
(註)本編ハ裁判ヲ執行スル事、權利ヲ復セシムル事、特ニ赦免ヲ與フル事、此ノ三箇ノ事ニ關スル規定ニシテ而シテ本章ハ其ノ第一タル裁判執行ノ規定ナリ
第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第三百十八條 死刑ノ言渡確定シタルハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ

司法大臣ニ差出ス可シ

(刑ノ言渡ノ確定)トハ判決確定ト同シ

司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三日内ニ其執行ヲ爲ス可シ

第三百十九條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス可シ
體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ通レタル者ニ對シ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ拘留狀ト同一ノ效ヲ有ス其關席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ
罰金、科料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス可シ

第三百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作り刑

ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス可シ
 第三百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又
 ハ其執行ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル
 裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ
 得

第三百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辯濟ス可キ訴訟費用ニ付キ
 其判決ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

(註) 裁判ノ執行トハ裁判ヲ受ケテ其ノ裁判ノ確定シタル被告
 人ニ對ツテ其ノ言渡サレタル刑ヲ執行行フコトナリ譬へハ終
 身徒刑ノ刑ヲ言渡サレタル被告人ニシテ既ニ其ノ裁判確定ト
 ナレバ之ヲ監獄ニ送リテ役ニ付カシメ以テ終身其ノ刑ニ行フ
 ガ如キモノ是レナリ本章ハ此裁判執行ノ規定ナリ

(復權)トハ權利ヲ

第二章 復權

復スルコトナリ解前
ニアリ

(註) 刑ノ言渡ヲ受ケ一定ノ處刑ヲ受ケタル者并ニ期滿免除ヲ
 得タル者ハ其ノ公權ヲ復スルガ爲ニ之ヲ司法大臣ニ出願スル
 コトヲ得ルモノナリ斯クシテ權利ヲ復スルヲ復權ト云フ本章ハ
 此ノ事ノ規定ナリ

第三百二十四條 復權ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經過シ
 タル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣ニ之ヲ爲ス可シ
 復權ノ願書ハ現ニ住スル地ノ地方裁判所檢事ニ之ヲ差出ス可シ
 第三百二十五條 復權ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ滿期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタルコトヲ證

明スル書類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辯濟シ又ハ其義務ヲ免カレタル證書

第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

第三百二十六條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條ノ書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ檢事長ニ差出ス可シ

第三百二十七條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復權ノ願ニ關スル書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

第三百二十八條 司法大臣ハ復權ノ願ニ關スル書類ヲ檢閲シ之ニ意見書ヲ添ヘ速ニ上奏ス可シ

(復權)ノ願却下セラル、時ハ一定ノ期間ヲ過キタル後チ再ヒ之ヲ爲スヲ得ベシ

第三百二十九條 勅裁ニ因リ復權ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣ヨリ其旨ヲ檢事長ニ通知シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ通知ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半ヲ經過スルニ非サレハ更ニ其願ヲ爲スコトヲ得ス

更ニ復權ノ願ヲ爲スニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從フ

第三百三十條 復權ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ
又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本ニ記入ス可シ

(註) 刑期滿チテ出獄シ又ハ刑ノ期滿免除ヲ得テ始メテ白日ノ入トナルトテ得ルモ未ダ以テ公權ヲ復セザレバ完全ナル自由人ナリトハ云フ可ラズ此ヲ以テ刑事訴訟法ハ復權ノ法章ヲ設ケテ以テ公權ノ恢復ヲ謀ルヲ得セシム本章ハ即チ此ノ規定ナリ

第三章 特赦

(特赦)トハ特ニ罪ヲ許サルトナシテ解前ニアリ

(註) 刑法ハ犯罪ヲ杜絶スルヲ目的トス左ノバ設令犯人ニテ

特赦

モ其ノ行狀善良ノ人トナレバ之ヲ赦免スルヲ猶豫セズ故

ニ此ニ特赦ノ法章ヲ設ケラレタルナリ

第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡
ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法
大臣ニ申立ルコトヲ得

監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢事ハ
意見書ヲ添フ可シ

特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上
奏ス可シ

第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特赦
ノ申立ヲ爲スコトヲ得

死亡ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セス

第三百三十三條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ

言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ其旨ヲ通知ス可シ

第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡
ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第
三百三十條ノ規定ニ從フ

附 則

(註)抑モ刑事訴訟法ハ治罪法ニ代リテ施行セラル、モノナル
ガ故ニ新舊法律ノ差違ニ依リテ取扱ヒノ區別ナカル可ラス依
テ此ノ附則ヲ設ケラレ撞着ノ憂ヒナカラシメタルモノナリ

第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ヒ其故障ノ判決ニ
對スル上告ハ之ヲ受理シタル地方裁判所又ハ大審院ニ於テ抗告ト
シテ之ヲ裁判ス可シ

第二條 大審院ニ於テ既ニ受理シタル哀訴、裁判管轄ヲ定ムルノ訴
及ヒ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ治罪法ノ手續ニ依リ大審院

(特赦狀)トハ特ニ
罪ヲ許ス旨ヲ記シ
タル赦免狀ナリ

之ヲ裁判ス可シ

第三條 既ニ發シタル勾留狀收監狀ハ此法律ニ定メタル勾留狀ノ效
ヲ有ス

第四條 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ
置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

第五條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ治罪
法ヲ廢ス

刑事訴訟法正解終

全 明治廿三年十一月十六日印刷
年十二月十八日出版

大坂市南區末吉橋通四丁目三番屋敷

編輯者 兼 發行者

高島 教道

版權 所有

印刷者

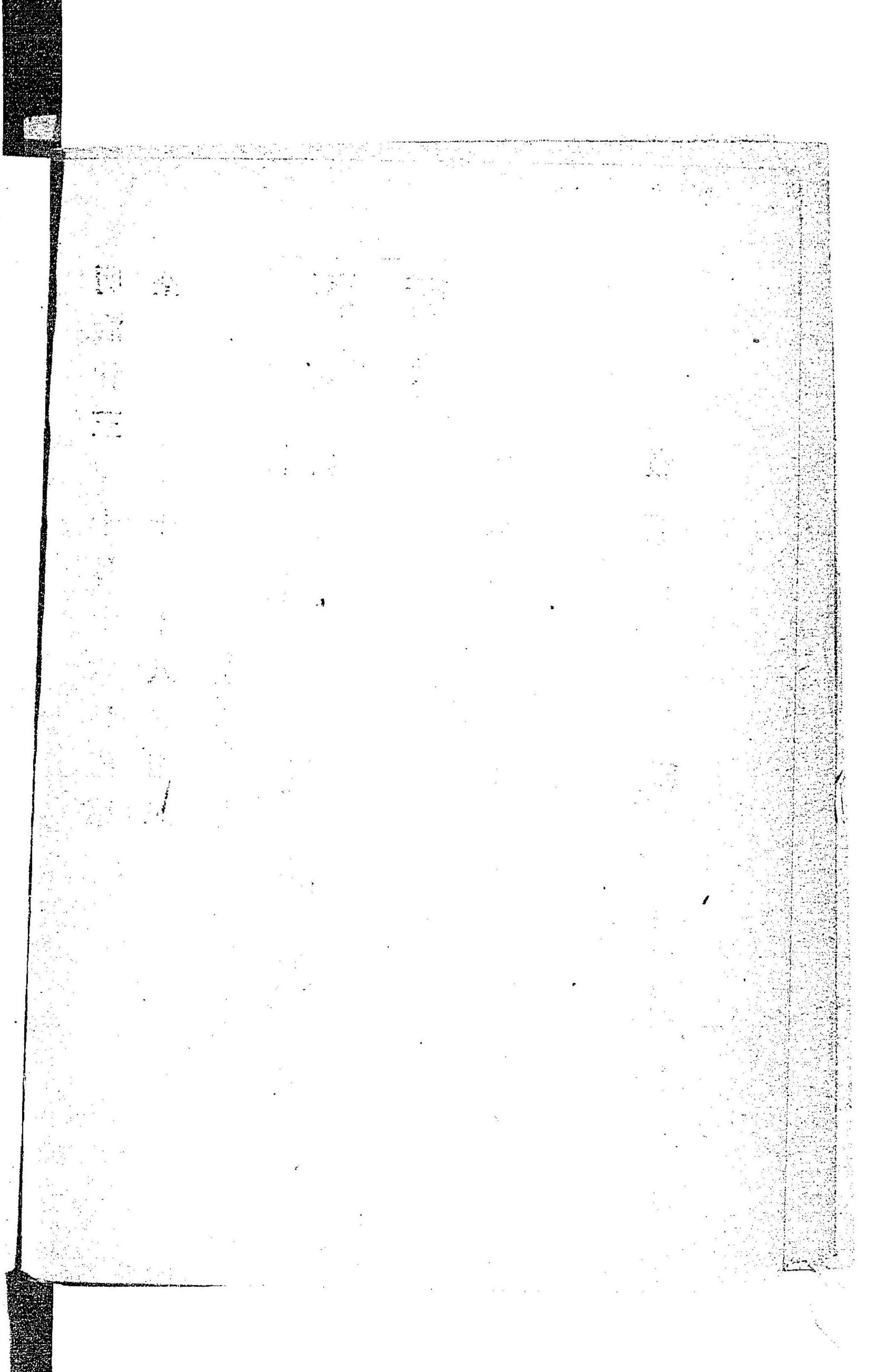
山上貞二郎

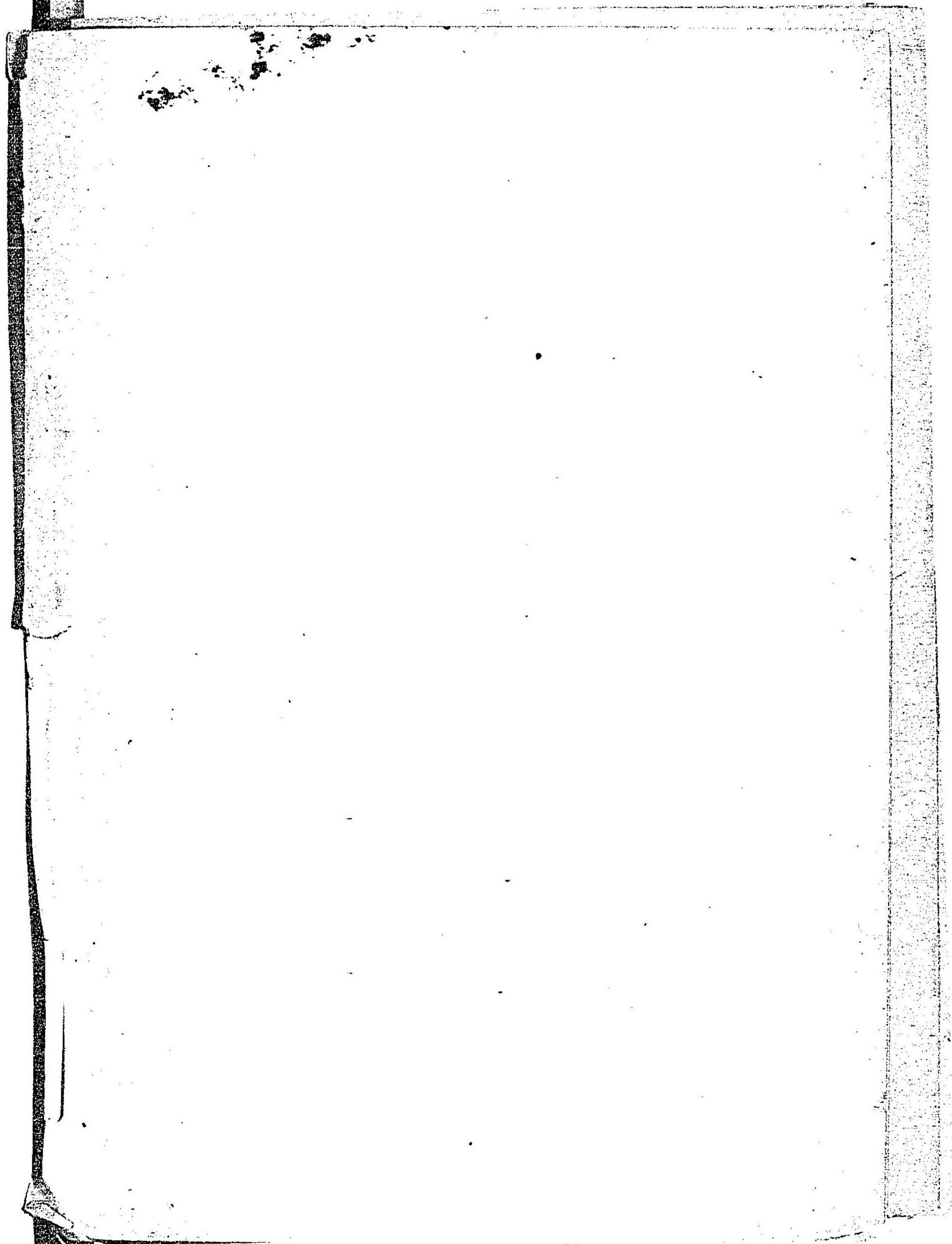
大坂市東區平野町二丁目廿四番屋敷
自由堂

版 登 録

發賣所

大坂心齋橋北詰八十六番邸
駿々堂本店





036706-000-1

特30-148

刑事訴訟法正解

結城 栄吉/著

M23

BBS-0132



特